

平成24年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成24年3月13日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
都市整備部長	福富	保文	調整監	岩田	勝之
環境水道部長	弘岡	敏	会計管理者	馬淵	哲男
教育次長	林	鉄雄	監査委員 事務局長	松井	章治
福祉生活課長	広瀬	充利	健康推進課長	棚瀬	龍

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様方、きょうは御苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議を開く前に、本日、宇野福祉部長がインフルエンザのため欠席しております。福祉部の2名の課長が出席しておりますので、奥田副市長から紹介をいたします。

奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） ただいま議長さんからお話ございましたように、福祉部長が急遽、インフルエンザということで休ませてほしい旨電話をいただきました。そこで協議しまして、福祉部の2名の課長をかわって出席させてもらいたいと思います。

福祉生活課長は広瀬充利でございます。そして、健康推進課長が棚瀬龍でございます。この2人をかわって答弁させてもらいたいと思いますので、よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

12番（若井千尋君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号12番、公明党の若井千尋でございます。

星川議長より発言の許可をいただきましたので、公明党会派の代表質問をさせていただきます。

早朝にもかかわらず議場まで足をお運びいただきました傍聴者の皆様、本当にお疲れさまでございます。

3月11日、東日本大震災より満1年が経過いたしました。ことしの3月11日現在、犠牲になられた方1万5,854人、行方のわからない方3,155人、さらに今なお34万人という実に多くの方が避難を余儀なくされておられます。ここ数日テレビでは、昨年3月11日の被災地での映像が頻繁に放映され、1年前テレビの前で、余りの衝撃の出来事にただただ言葉をなくし、驚いているだけの自分が鮮明に思い出されました。自然的に涙がこらえられない自分がおりました。今さらながらではありますが、1年が経過した今なお、すべてにおいてこの大震災がもたらし

た傷跡の大きさを痛感します。亡くなられた方に改めて御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興・復旧を心より強く強く願うものでございます。

そして、私たちは犠牲になられた多くの方々の御冥福のもとに、第1にこの災害での教訓を決して忘れてはならない。人ごとではなく、あすは我が身ととらえ、地域の防災・減災に全力を尽くさなければならないことは言うまでもありません。私は、今までも折あるごとに、瑞穂市の防災対策に関しての数々の質問をし、幾つかの提案もしてまいりました。この3月議会の一般質問は、与えられた任期の最後の質問となります。市行政に対しては、聞きたいこと、確認したいこと、提案したいことは数々ありますが、今議会の質問は、瑞穂市民のより安全・安心の観点から、備えあれば憂いなしの言葉どおり、大きく1点目は瑞穂市内の防災対策について、2点目は危険な市道について、関連して気になる通学路について、最後に生活保護受給者の実情についての3点を質問いたします。

これよりは、質問席に移らせていただきまして質問いたします。

最初に、通告に従いましてまず1点目に、24年度予算、防災費が7,865万4,000円、昨年の23年度は2,233万1,000円で5,632万3,000円の増額となっております。その事業費には、ハザードマップの作成、防災備蓄資機材配備、防災無線管理費等が入っておりますが、まず第1点目にお聞きします。

新たなハザードマップの活用方法について、早瀬総務部長にお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、ハザードマップの活用方法についてお答えをいたします。

瑞穂市のハザードマップは、洪水ハザードマップと地震ハザードマップの2種類があり、現在のものは平成20年3月に作成したものでありまして、今、改訂作業を行っております。それで、この4月の広報と一緒に2種類のハザードマップを各御家庭に配布をさせていただけると思っております。

洪水については、おおむね約100年に1度の大雨を想定し、長良川、揖斐川、犀川、伊自良川、五六川、中川、糸貫川の浸水想定区域図に基づいて浸水の深さを明示しております。地震については、最も大きな影響や被害があるとされる関ヶ原・養老断層系の内陸地震が発生した場合の地域の揺れやすさ、地域の危険度及び液状化の危険度を想定しております。

また、この地震につきましては、現在、想定が一部見直しをされておるということで、万が一見直されて、さらに影響が大になるということであれば、また24年度につくり直して、またお配りをするというので、平成24年度の予算を上げております。この両ハザードマップには、災害についてのいろいろな啓発事項も掲載しておりますので、またごらんをいただきたいと思います。

ハザードマップの一番重要な効果は、目に見えない災害の被害状況を可視化するという点です。これは市民の方々が、災害に対する心構え、事前の対策を行っていただくために、非常に有効であると考えています。また、発展した活用方法としては、災害図上訓練、「DIG」と言いますが、避難経路や危険箇所等を検討していく中で、実際の被害はどのくらいになるのかということや、災害時はこの道は通行可能かなど、実際に被害状況を考えていく上での重要な資料として使っていただきたいと思っております。ハザードマップを活用し、自主防災組織で災害図上訓練や防災マップが作成できるよう、自治会長さん、防災リーダー、消防団、女性防火クラブ等の研修を進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、ハザードマップの御説明をいただきましたけれども、これはまたおいおいきょうの防災というテーマで聞いていきたいと思えます。

最初に、通告の部分でお聞きしたいと思えますけれども、次に9月議会で質問をいたした、市内の至る箇所で防災無線が非常に聞きづらいということに対して、その不備に対して回答というか、行政無線の避難勧告をまずサイレンで通達するというのを聞きました。

この点についてお聞きしますけれども、この発令方法は市民に周知がまず徹底されておるのかどうか。また、周知されておられなければ、どのように徹底をされるつもりでおられるのか。同じように、周知されたかどうかということはどういうふうに確認されるかということをお聞きしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、住民の皆さんへの避難勧告等についてのお答えでございますけれども、市民の方に対しては、災害が発生した場合に避難を呼びかける情報について3種類があります。避難準備情報、避難勧告、避難指示となります。瑞穂市においては、平成23年の11月に避難勧告等の判断・伝達マニュアルを見直し、災害時の避難勧告等の判断基準を定めております。それで、皆さんへの伝達方法でございますが、防災行政無線、ホームページ、エリアメール、広報車、サイレン、戸別訪問、口頭、電話、テレビ、ラジオ等、いろんな伝達方法がありますけれども、基本的には複数で確実な方法でもって伝達をしたいと考えております。

それで防災無線についてでございますけれども、サイレンだけでは詳しい内容が伝達できませんので、防災行政無線においてサイレンを吹鳴した後に、文言として、「こちらは瑞穂市対策本部です。ただいま、どこどこのため、何時何分、何々地区に対し避難勧告を発令しました。直ちにどこどこへ避難してください」というような内容で放送を予定しております。

また、豪雨等で放送が聞こえないような場合であっても、防災ラジオの活用とか、また平成24年度については防災無線に一部テレホンサービスの機能を追加させていただきますの

で、そうした機能をもって電話で確認をしていただけるかと思います。

なお、この災害に関する伝達マニュアルにつきましては、昨年、一応広報で書いてはございますけれども、その後、サイレンを吹鳴するというのを追加したということで御理解をいただきたいと思ひますし、防災無線につきましては、なかなか聞きづらいというところがありますので、今、聞きづらいところの御意見等を地図にも落としております。その状況を踏まえて、今後どうするかはまた対応していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この問題は本当にずうっと、先ほどから言っておるように何回かお聞きして、少しずつ改善されておると思ひますけれども、いまだに聞きづらいという、よく聞かえるよということ聞いたことがないのが現状かと思ひます。そのことを繰り返していく中で、避難勧告の第一声をまずサイレンというか音で通達されたらどうですかということだったんですけど、すべてが訓練というわけじゃなくて、先ほどからお話ししておるように、3・11以降、後でまた御紹介したいと思ひますけれども、住民の皆さんも危機意識は今しっかり持っておられると思ひます。事サイレンに関してまず質問をするならば、一度通告されて鳴らされたらどうかなあというふうに思ひますけれども、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先日の3月11日、日曜日でございますけれども、これは弔意をあらわすということで、時間に合わせてサイレンを吹鳴させていただいて、その前に広報文を流させていただきましたので、あんなような感じに実際はなろうかと思ひております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） あえて聞いたのは、その鳴らしたからというのは、一方的に行政からの通達だけであって、それをどう感じたかということが一番大事であることをまずは感じていただきたいなというふうに思ひた次第でございます。

そのことに含めて、このサイレンすら避難勧告の意味をなすかなさないかというのは、当然そのときになってみなければわかりませんが、冒頭にお話ししたように、備えあれば憂いなしということで、これをしてあるから大丈夫だといった考え方だけはお互い一切なくして考えていかなければならないというふうに思ひております。

次に、自治会における防災訓練、これも何度も質問させていただいておりますけれども、各地域においては、自主防災訓練というのは素人の集まりだというふうに思ひます。これは仕方のないことではありますけれども、それでも行政は、訓練内容や、その呼びかけに関しては、一切が地域任せになっておるのではないかなというふうに思ひております。防災に関しての意

識向上や統一性に、市のマニュアルというか、そういったものが非常に欠けるのではないかなというふうに私自身が思っている立場から、理想とするのは、市から提示された基本方針や内容に基づいて、事前の講習や訓練に対する指導等を行っていただきたいというふうに感じております。今、早瀬部長のほうから、ハザードマップの活用等もありましたけれども、そういったことも含めて、瑞穂市の防災訓練に対する考え方が市内全般に統一された形になっておるのか。瑞穂市は面積的に大きなまちではないですけれども、それでも各地域の地形や特性に合った自主防災訓練を行えば、実に充実した防災訓練に発展していくと考えますけれども、マニュアル的なものがあるのかないのか、また地域住民に任せ切りのような防災訓練になっていないのかなどなのか、その点も一度確認をいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災訓練についてでございますけれども、今年度につきましては、1月末現在で97の自治会中43の自治会で実施がされております。訓練の内容としては、初期消火訓練、応急救護訓練、救助訓練が主となっております。また、指導については、瑞穂消防署、巢南分署の職員の皆さん、そして消防団員が当たっているところが多いかと思っております。

そして、防災訓練を実施がされていない、一番問題はそういうところかなと思っておりますが、また訓練の内容につきましても今の訓練でいいかと、今の質問でございますけれども、実を言いますと自治会連合会の会合等で訓練メニュー等につきまして、また指導者の一覧を示した資料をお配りしております。また、ホームページには自主防災組織の主な訓練として掲載をさせていただいておりますので、またぜひごらんをいただきたいと思っております。

そして、今後の方針でございますが、今やっておる防災訓練そのものというのは災害が発生したときの訓練ということになっておりますので、そうでなくて予防・事前対策訓練、これからどんな災害が起こるかというのをお願いしたいと思っております。先ほどハザードマップ等で御質問がありましたけれども、このハザードマップを活用していただいて、図上訓練としまして、ハザードマップにより被害を予想するということですね。地域の災害特性を把握する、災害時要援護者の住居を確認する、被害想定に基づいた避難経路を確認するといったことを実際に行っていただいて、できれば地域の自治会の中で現場を見て歩いてもらって防災マップをつくることができると、そこら辺まで行っていただければなと思っております。

23年度は、主にマニュアルづくりとか、計画の見直しということで精いっぱいだった部分がありますけれども、24年度は出ていけということをおっしゃるので、できる限り自治会のほうとかいろんな研修の場へ職員がみずから出て行って、研修をさせていただきたいと思っております。

また、救命救急講習につきましても、ある程度の人数が集まっていれば消防署のほうで実施していただきますので、そうした訓練のほうも紹介をさせていただこうと思っております。

すし、自治会によっては高齢化が非常に進んでおるところ、こうした自治会については、自分の自治会だけでは無理だと思いますので、隣の自治会と力を合わせるとか、また避難所の運営につきましましては校区の訓練というのが必要だと思います。自治会においては単位的な訓練を、校区では総合的な訓練をとということで、訓練そのもののやり方も少し工夫をしたいと考えております。

また、今年度につきましましては、本田校区で防災訓練をお願いすることになっておりますけれども、各種団体、地域の皆さんが中心になって訓練を進めてくれるような訓練の方法に切りかえていきたいと思っております。どちらにしましても、いろんなマニュアルとかハザードマップの見方、活用方法を含めて、できる限り地域のほうへ出向いていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） ことは本田校区ということで、昨年は私の地元の中小校区で実施させていただきました。議員という役職をいただいてから、そういう立場になってからしか避難訓練というのは出させていただいたことがないんですけれども、それでもいつもお聞きしておるように1年に1遍、市挙げての防災訓練ではございますけれども、それでも先ほどから言うておるように、総務部長のお立場から、こう自治会をお願いをしておる、こうしてほしいという部分だけで終わっているような気がしてなんののです。本当に今この瞬間に大地震が発生してもおかしくないというような状況にあるかと思えますけど、その危機感だけを感じているのではないんですけれども、以前お聞きした、市の職員さんで防災士等の有資格者を育てていただきながら、地域に配備していただいて、素人集団と言いますけれども、知識があるないは全然違いますし、今、早瀬部長がおっしゃったように、有事の際に動き出すのではなくて、それを想定して動き出すという、それは先ほど言った備えあれば憂いなしで、今できることをやっていくということでございますので、私、具体的な話をするならば、有事の際も想定して、実は避難場所のこともずっと聞いてきたんですけれども、こともし本田校区で訓練が行われるのであれば、ぜひ盛り込んでいただきたいなと思うのは、避難場所として集まってきた体育館に皆さんがまず入り切れるのかどうなのかとか、また収容できるのかどうなのかとか、そういったもう一步突っ込んだ訓練とかいうのが、見たことがないというか、経験したことがないというか、そういったことも含んでぜひお願いしたいなというふうに思います。これはちょっと細かい部分になってしまいますので、またいろいろお互い検討して、価値のある訓練になっていけばと思いますし、また地域に任せ切りという観点からすれば、どこかいいモデルというか、本当に進んでおるよというようなところがあればそこをモデルにしながら、市内全体にいいことは波及していけばいいなあというふうに感じます。

それで、通告には今の防災という形でうたってあるだけでしたけれども、先ほど言った3・11から非常に防災意識というのは高まっているかと思えますけれども、岐阜新聞の3月8日付の記事は、こんなような記事がありました。危険箇所を洗い出すということで、実はこの3・11以降、防災対策で強化・見直しをしているかというようなアンケート、これは当然瑞穂市内ではなくて岐阜県内だと思えますけれども。この記事だけを見ると、災害時の学校登下校の対応、また通信伝達の体制という部分に関しては、瑞穂市は見直しがされていないというふうに記載しております。原子力防災に関しては、新年度に強化・見直す予定をされておるというふうの記事に記載しておりますけれども、今まで聞いてきた部分、また詰めてきた部分で、瑞穂市の防災対策というのは見直す必要がないのかどうなのかをどういうふうを考えておられるか、お聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちょっと学校につきましては、また教育委員会さんのほうからお答えがあると思いますが、通信に関しましては、私どもの防災無線、そしてMCA無線というものをまた別に持っておりますので、一応2重の構えを持っておると。台数につきましては、もう一度確認をせざるを得んかなと。台数が今のままでいいかどうかを含めて検討する必要があるかと思いますが、基本的には2つの方法を持っておるということで、それなりにできておると考えております。

そして、原子力については、県・国のほうの状況を見てまた見直すということです。

そして、防災士につきましては、一応3名の職員が先日合格をしてきました。24年度は6名を予定しております。どういう職員にするのか、消防団にするのかも含めてまた検討せないかんですけれども、一応6人分の予算をいただいております。

そして、自治会さんのほうでございますけれども、昨年度は8月に研修会をやっておりますし、マニュアルも出しております。そして、12月にも自治会長さん方に自主防災組織を23年度と24年度で全自治会でお願いしますということをお願いしてあります。多くの自治会長さんが、自主防災組織をつくることによりかなり力を入れていただいて、ある自治会では自主防災組織の設立の総会まで開かれるところもあります。1つ、2つと力を足していくということで合同でやられるところもあるようでございますので、何とか24年度中にはどの自治会も自主防災組織をつくり上げていただきたいと思えます。つくり上げることによって、私はいつも思うのは、1人1役、災害のときには昼間なのか夜なのかわかりませんので、それぞれがどんなことができるかと役をしっかりと決めれば、その役割に応じて研修会の中身は変わってくると思えますので、救助をやる人であれば救助の方法ということで若い人たちが考えられるでしょうし、消火になりましたら消火器がまずあるか、そこから確認だと思えますし、消火栓につきましては、瑞穂市の場合は使うことができるようにということになっておりますので、地震等で消火栓が機能

するかしないかは別として、消火栓も基本的には使えるようにという訓練をぜひやっていただきたいと思いますし、避難所においては、避難所の運営について各校区ごとにことは考えておりますので、自治会長さん、防災リーダー、各種団体の役員、それぞれの会長だけでなくして会長・副と、そうした人を含めて校区ごとに避難所の運営について勉強会をやりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 総務部長がおっしゃっておることというのは自分でもよくわかっておるし、詰めていかないかんことがここまで来ていますということで、わかってはおるんですけども、それが本当に具体的に進んでおるのかというと、数字であられるものではないかと思えます。各自治会において防災訓練をされておるかどうかということも、ほとんど数値が変わっておるようには、私は数年質問させていただいて、その数値が上がっておると思えないんですけども、ただ、今御答弁いただいたようなことも含めて、同じ部分で3月10日の新聞では、岐阜県民の82%が震災によって生活に変化があったというふうに答えておるとい記事がございました。

その内容は、防災や節電に心がけるということや、もう1点は、今話が出ましたけど、地域づき合いの重視ということが非常に県民の心の中にあるということがアンケートで出たということです。これは、震災による被害は比較的小さい県ではあったけど、県民に与えた災害の衝撃の強さが浮き彫りになったというふうに記事では紹介しておりますけれども、物すごくこのことだけを何とかしていけばいいという問題ではないというふうに思っています、この地域防災ということですけども。それでも非常に地域とのつき合いが大事だということを感じられたということだけでも、意識の変化があったのではないかなというふうに知っておくべきだと思いますし、同じ日の記事で、行政に要望する防災対策という記事がございました。

これも紹介させていただきますと、行政に要望する防災対策という点では、行政に今後最も力を入れてほしい防災対策は、備蓄（食料・燃料）の強化が37%で一番多かった。保存食のアルファ米や飲料水などの備蓄に取り組む家庭はふえてはいるが、個人の力では十分な量を備蓄できないと考えている人が多いようであると。次に多いのが、避難場所の整備と原子力防災対策はともに28%であったということです。この部分で私が一番気になったのは、瑞穂市は従来から、岐阜市と大垣の間であって、何かあったら助けてもらえるといったらおかしいですけども、これはそういう考えではないんですけど、実は一番心配しておるのは、3・11以降で、また後から話しますけれども、西日本地域の活断層というか地震が連動して、いつでも起こるような状況であると。そうすると瑞穂市というのは、ここで直接の被害というよりも、前から言っておるように、ひょっとしたら助けに行かなければいけないような地域であるかもしれん。

これはわからないわけですが、いずれにしても住民の人からすると、自分たちの住んでおるところはどうなのかということに関しては、避難場所の整備というものは行政に対して非常に声があるということも、しっかり私たちは頭に入れておかなければいけないのではないかなというふうに考えますので、そういうことも含めて、実は、実施されておるかどうかわからないから確認をしたいと思うんですけれども、市内全体の方がこの瑞穂市に対して防災というものに対してどのような要望を持っておられるのか、その声をアンケートというような形で聞かれたことは過去にあるのか、また今の現段階の市民の方の意識はどのようにあるのかをどうとらえておられるかをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、今度4月にハザードマップをお配りしますので、このハザードマップについて全部目を通していただきたいと思います。そして、地震の場合と水害の場合は全然対応が違うんだよということをまず認識していただきたいと思っております。そして、この地域の人たちは、私が思いますのは、去年の3月11日の大災害があって、いろんな物資等の支援をお世話になったわけでございますけれども、30年前に水害がありましたので、水害については余り忘れておられんと思います。確かにこれで30年ぐらいたちますので、人口が約1.8倍、半分以上の方がこの地の水害については御存じありませんけれども、本巢地域のすべての水がこの瑞穂市でたまってしまいますので、長良川とか揖斐川等に水がはけなければどうしようもないと。排水機が壊れる壊れないじゃなくて、長良川等にはけなければ、この市には水がたまってしまうということになりますので、決して防災に対しては忘れてはおられないと思います。ですので、ハザードマップにつきましても、今回、標高差を入れてありますし、9・12のときにどこまで水につかったよということの看板の設置場所とか、そうしたことまで細かく入っておりますので、見方等についておわかりにならない部分もあろうかと思っておりますので、ぜひ私たちを呼んでいただきたいと思っております。

そして、食料品等につきましても、備蓄ですね、今のところは1食分ということで考えておりますけれども、1日分ということで検討を進めていきたいと思っておりますし、それぞれの備蓄等につきましては、巢南庁舎と穂積庁舎に今あります。瑞穂市の場合は面積が非常に狭いのでということがありましたけれども、これらにつきましては避難所のほうへ分散を一部考えております。

そして、いろんな協定を結んでおります。今言われたように、本当に災害が起こったときには、一番ひどいところへ行ってしまうので、あとの市町はどうしても置き去りになります。その際にどうなるかも考えないかんですので、基本的にはいろんな協定を結び、皆さんに少しでも思っておりますので、もしまた、協定しておるところをホームページに掲載してございますので、こんなところとということがあれば、また皆さんの御意見をいただきたいと思

っておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 我々議員は、しっかり市民の声を拾っていかなければいけないということを痛感しておりますので、また今、総務部長がおっしゃったように、市民の方の声をしっかり聞いていきたいと思っております。

これは確認ですけれども、迫りくる大地震にどう立ち向かうということで、防災知識の重要性ということで、地震予知連絡会議の島崎会長は、先ほどお話ししたように、3・11以降、西日本の活断層が活発になって、この30年間での地震の発生の確率が紹介されておりましたけれども、南関東大地震、首都圏直下型でございますけど、この発生率は70%、いつも心配されておる東海地震が88%、東南海地震が70%、南海地震が60%という予想が出ておるそうでございます。これが同じ30年間で発生する確率という観点からすると、交通事故に遭って死亡する確率が0.2%だそうです。また、火事に見舞われる確率が2%と。そういう数字と比較しても、この30年間を生きておれば、間違いなく震災が起こるということを想定しておかなければならないというふうに感じますし、またこの数値が非常に低くても、阪神・淡路大震災のときというのは、30年間で発生する地震というのが0.02%から8%であったと。関西の方は、地震なんか絶対に来んというようなことを本当に思っておられたそうですけれども、あの地震に見舞われたと。要するに何が言いたいかというと、日本は当然地震大国でございますから、いつ来てもおかしくないという部分の確認でございます。

この項目の最後に、実は、きょうは時間がないので御紹介できないんですけれども、御存じの方も多いと思っておりますけれども、昨年3月11日に「釜石の奇跡」ということがございました。これは、釜石市で市内全体で2,000人の方が津波の被害で亡くなられたという惨事でしたが、その中で釜石市の小・中学生の99.8%、2,929人のお子さんが津波の被害から免れたと。ほとんどのの方が助かったという、これを「釜石の奇跡」というふうに言われますけれども、この奇跡を、奇跡ではあったんですけど、実は日ごろの防災訓練であったと。これはまた、このことを御紹介させていただけるときがあれば確認をしたいというふうに思いますけれども、何が言いたいかというと、日ごろの防災訓練のたまものであったと。ただ、本当に思うことは、このときに指揮をとられたのは群馬大学の片田教授という方でございますけれども、実は今るるお聞きしてきたこと、この教授によりますと、例えばハザードマップは一切信用するなというようなことも言っておられます。これは、この瑞穂市という特性・地形、また三陸沖、海に近い、津波の心配があるないは別にしても、いろいろ違うかと思っておりますけど、この教授は2004年のインド洋での津波を目の当たりにして、その惨事を、二十何万人の方が亡くなったという津波を見て、日本に帰ってしっかり全国的に講習をやってきたんですけれども、

そういったところに来るような方というのは関心の高い方だというようなことから、釜石だけを絞って、災害の防災の拠点というか、知識の訓練の場にされたんですけども、この話をすると時間がなくなっちゃいますので、いずれにしてもこのときに一人も津波の被害を出したくないという決意で立たれたんですけども、大人の方に言っても、避難勧告が出ようが何しようが大人は逃げないと。なぜかという、この釜石には湾を囲むようにして、湾の底から六十何メートル、さらに海上から上には十何メートルで、最大の高さが70メートルぐらいあるようなギネス級の堤防があったと。大人は、この堤防があるから大丈夫なんだということで、避難勧告を出しても、今までの過去の津波で全く大人の方が逃げないと。そうすると子供は、子供に話をすると、僕は逃げないよ、避難勧告が出て逃げないよと言う。何でかといったら、大人が逃げないから。大人はどうかという、ギネス級の堤防があるから大丈夫なんだというようなことで、この話の結論は、要するに大人の常識が子供の常識になってしまうということに関しては、非常に大人が与える影響が多いということで、その常識の範囲では子供が、そういうところからその常識にとられることなく、まず地震が来たら津波が来るから逃げろということをお教わったことによって、この生存率があったということ、また私たちがしっかり学びたいなというふうに思います。

それで、この防災に関しては、いつもお話ししますが、自助、共助、公助と、この中で自助能力というのが一番問われておるわけでございますけれども、先ほどのアンケートにもありました行政に求めるという要望がある以上は、この項目の最後に、自分のことは自分で守るんですけども、行政にさせていただきたいという声は実は多いということも確認をさせていただいた上で、防災計画というものを今の段階でいろいろ含めた感じで見直す計画があるかないかを、最後に確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災計画につきましても、各種マニュアルにつきましても、完璧なものはありませんので、随時見直しもしていきます。毎年見直して、それを改訂していくということで、マニュアルに改訂の年月日を入れましたのは、そういう状況でございます。

このあたりは津波ということは多分ありませんけれども、最終的には水害と地震というのが大きな災害だと思いますので、先ほどの「釜石の奇跡」ではございませんけれども、その地域の特性というのがございますので、ここにずっと住んでみえる方に過去の状況をしっかり聞いていただいて、水害であれば、万が一破堤した場合にはどの程度まで水が来るかということも含めて、よくよく地域で話し合いをしていただきたいと思います。御自分で勉強されることが一つ、そして地域でいろんな方から聞いていただいて話し合いをするのが一つと、そして自分たちが経験するのが一つということでございますので、ぜひ地域のよく知ってみえる方と話し合いをされ、そのことをまた子供たちにも伝言してやると。それが防災教育でございますの

で、ここ30年間これという災害がたまたまないだけということで、特に60ミリからの雨が降りますと、多分瑞穂市の場合はなかなか難しいだろうと思ったりもします。ですので、穂積庁舎から南の地域については、水害の場合には特に気をつけてもらわなくちゃならないと思いますし、地震につきましては、今度ハザードマップをお配りしますけれども、一番大きい影響があるのが、先ほど言ったように関ヶ原・養老断層ですので、西のほう、巢南地区が揺れるという格好になっておりますが、これはそうでなくて、結局養老のほうに近いということで御理解をいただいて、瑞穂市の場合、6弱・6強はやむを得ないということですし、想定の見直しによっては、いずれはまた7ということになるかと思えます。7とか6弱・6強になりますと、かなりの地震ですので、家具なんかも固定されても多分ぶちっと切れてしまうというのが基本だろうと思えますから、まず寝られるところには何も無いというのが基本かと思っておりますけれども、そういった点から、また地域へ出かけて、できる限りいろんな勉強会をさせていただいて、また広報も小まめに、毎月テーマを決めて広報しろということをおっしゃるので、一度にたくさんを書いてしまいますと皆さん読んでいただけません。とりあえず、テーマを時期に合わせて広報もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 最後に、本当にコミュニケーションの大切さ、先人から学ぶもの、30年前という覚えておられる方は覚えておられますけれども、新しい方は全く御存じないというふうに思います。そんなことも含めながら、今言われた地域のコミュニケーションというのが、数字ではあらわせないがゆえに非常に大切なことになってくるかなというふうに思いますので、そのことも真剣に考えながら今後の防災対策に生かしていきたいと思っております。

次の質問に移ります。

12月の議会において、中学校の生徒さんの通学時の痛ましい事故の再発防止についてお聞きいたしました。それを受け、現在、市内の通学路で、至るところでカラー舗装等の整備をさせていただいております。しかし、本年1月に、一番危惧していた穂積中学校北側の市道での、中学生の生徒さんが巻き込まれる事故が発生してしまいました。私は12月議会において、この道の危険性についての質問をいたしました。そのときに横山教育長は、穂積中学校北側の市道はカラー舗装の幅がまちまちで、両側にもあるような場所があり、都市整備部と相談し、今後の通学路の安全について考えていきたいと答弁されておられます。歩行者も危険、自転車も危険、自動車も危険というふうに私は感じておりますけれども、このことについて福富都市整備部長にお聞きします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘の危険な市道の関係でございますが、以前にも申し述べましたように、都市整備部としましては、今後日々増加する交通量に対しまして歩行者や自動車の安全を確保するために、道路の利用形態に応じて交差点の改良や歩道の設置等を進めております。また、カラー舗装、ガードレール、街路灯の設置も交通安全施設の充実を図るためにの整備を進めております。

穂積中学校の北側の道路につきましては、他の主要通学路と同様にカラー舗装の設置がしてございます。それで今回の事故後、直ちに公安委員会等も現場のほうで確認をしまして、運転手に感覚的にわかるように、外側線ですが、そこに凹凸のついた、高視認性というんですが、そういう路側ですね、白いラインを引いて、運転手に視覚的に喚起を促すような施工もしております。それと、特に穂積中学校の北側道路については、先ほど言われましたようにカラー舗装の幅員もばらばらなんですけど、一番問題は歩車道の分離がされていないということですし、野田橋あたりについては、橋のかけかえということもございまして、北側に歩道橋の設置も以前から計画がされておりますので、こういうものについてもなるべく早い時期に計画を立てたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この道だけではないと思うんです。私、いつもこの道を通るとそう感じるんですけども、非常に怖いというふうに思うんです。それは、今、部長にそういう答弁をいただきましたけれども、何でこの道というのは非常に怖いのかなあとと思うと、教育長は12月のときも、9月でしたかね、自転車に対しての中学生のマナーというのはしっかり指導されておられるというふうにありますけど、これは当然人がかわっていけば、そのいい伝統がずっと続くかどうかは別問題なんですけど、中には歩道の幅が広いがゆえに、3列に並んでくる自転車のお子様もいれば、たむろして歩いてくる生徒さんもいらっしゃいます。また、これは学生だけに限らず一般の方も、前もお聞きした、その部分がセーフティゾーンなのかどうなのかわからないもんですから、大型なんかがすれ違うときは、間違いなく車はカラーゾーンを走行しています。ですから、これは前も聞いたとおりなもんですから、歩行者も、自転車も、自動車も、それぞれが自分の立場で、勝手な行動というわけじゃないですけども、とっておるような気がしてならんもんですから、センターラインも、規制があるならどこを基準にして物事を考えていくのがよくわからないんですけども、いずれにしても検討をするということなんですけれども、今のまま、何か変わったような感じには全く私には見えないんですけども、あの道の車道が優先なのか、車道の幅が決まっていて、それで余っておるから歩道というような形でカラー舗装がしてあるのかどうなのか、それはどちらが基準になるのかをお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） この道路につきましては、車道幅員をあえて5メートル以下にして、カラー舗装で視覚的に、歩道ではありませんので、カラー舗装部分は1.3メートルとなっております。基本的には歩道ではありませんので、車道はどうしても車が通りますので、そのあたりは暫定的な工法というふうに考えておりますので、最終的には歩車道分離をするべきところですが、これは周辺住民、いろいろなことがございますので、土地利用の関係もございまして、こういうものを踏まえながら順次整備をしていくべきではないかなというふうに考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） いろいろ事情があろうかと思えます。これもしっかり勉強していきたいと思えますけれども、市内の方の事情はあるかと思えますけど、市外から来る方も、穂積駅から真っすぐ、幹線道路というか交通量も多いところですけど、「危ないね、この道」という方が非常に多いというのも御存じかというふうに思います。

それで、関連してというか、通学路に関してかわからないですけども、先ほど言ったカラー舗装の部分をずっとしていただいている道が目立ってくるわけですけど、たまたま教えていただいて見に行ったところが、巢南庁舎のほうでございましたけど、このカラー舗装がグリーン色が使われておった。色だけのことじゃないですけど、グリーン色と、この朱色というか赤色の違いがあるのは、何か意味があるんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 特にないんですが、旧巢南のほうは緑色を主に使っております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） それが部長、市内全体のことを考えたときに、旧巢南町は緑で、穂積だけは、旧巢南のほうも赤いところがありますけれども、これは今みたいな車道なのか歩道なのかもわからないような状況の中で、歩車道が一緒になっているような御説明がありましたけど、さらに、利用される側が考えながら、余分なこととは言いませんけど、ちょっとある意味複雑というか安易じゃないかなあというふうに思いますけど、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 既にラインを引いたところがございましたので、統一化はしておりませんので、今の現状のまま進めるという形になるかと思えます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） ほかのことに例えるつもりはございませんけれども、頭の中で今、統一された色が違っておったらややこしいなあというふうに思うだけで、これから都市計画をしていく上でも、この瑞穂市に入ってくる人は市内の方だけじゃないと思いますし、いろんな意味で、先ほど言ったセーフティーゾーンではないということが今明確になりましたけれども、それでもこのエリアはどういうものなのかということを位置づけていく上でも、色だけのことを言うならば統一されたほうがいいのかというふうに思いますので、その辺をしっかりと考えていただいて取り組んでいただければと思います。

私、たまたま12月議会に通学路のこともあわせてお聞きしたんですけれども、いろんな事業をやるにはお金がかかると思います。このまちは本当に、いつも市長がおっしゃるように、たくさん川が通っておりますから、一つ川を越えていくというには橋が当然かかっておりますから、古いというか従来の橋があれば、その幅になって道路が関連してあるような気がします。でも、それが子供が通る場所であったりとか、また住民の方が通る場所であったりするの事実なわけですから、こういう道路の、都市計画も含めて、整備をするにしても、しっかり将来的な計画を持ってやられることが肝要かと思えますし、その上において今お聞きしたような、色だけのことではないんですけれども、どういうものなのかということを明確にしながら今後取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問に移ります。

きょうは福祉部長がちょっと体調が悪いということでしたので、関係の課長にお聞きしますけれども、私の今議会の最後の質問は、生活保護受給者の実情についてをお聞きいたします。

これは24年度の予算で、生活保護費は3億2,562万8,000円と計上されております。平成23年度は3億820万円でしたので、1,742万8,000円の増額、この増額率というのは5.7%というふうになっております。

まず最初に、当市の生活保護受給者の実情をお聞きします。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 生活保護の実情についての御質問にお答えいたします。

現在、瑞穂市の生活保護の受給者は、平成24年2月現在、最新でございますが、145世帯195人、3.75パーミルでございます。合併当時に戻りますと、平成15年5月現在ですが68世帯93人、1.96パーミルでございます。ほぼ2倍の伸び率でございます。

最近の相談件数につきましては、平成21年度が年間129件、平成22年度が97件、今年度2月末で90件の相談件数を受けております。このような状況で、若干増加傾向でありますし、リーマンショック後、派遣切りの問題がありまして、ふえている現状かと思えます。

保護費の推移につきましても、平成20年度が1億5,440万6,000円でございますが、今年度、

23年度見込みで2億8,700万円の予定でございます。こういった状況が現在の状況かと思いません。

今後の対策ということでございますが、増加する被保護者に対しての今後の対策につきましては、高齢者では年金加入期間不足による無年金状態での相談が多いため、若年層の年金加入時の確実の保険料の納付や減免申請をするなど、対策を年金事務所関係者と連携強化を図っているところでございます。さらに、高齢者であっても健康な方に対しては、シルバー人材センターなど積極的に登録指導を行って、就労の増加を図っております。

また、3点目では、その他世帯はもちろんのこと、傷病障害世帯の被保護者にあっては、適正医療の受診により軽度な就労でも可能な被保護者は就労支援、あるいは就労意欲改革の実施を行っております。

また4点目で、就労支援方法につきましては、現在、ケースワーカーや査察指導員による指導支援や求人広告の情報提供を行い、さらに就労支援プログラムによるハローワークへの同行支援を実施しておりますが、現在、相談とか申請処理に追われ、満足な支援ができていない状況でございます。そのような今後の対策を考えておるわけですが、来年度につきましては、被保護者との面談、いわゆる就労支援を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、広瀬課長から次にお聞きしたいことも御答弁いただきましたので、これは今数字だけをお聞きしておると、合併当時からほとんど倍以上で予算がかかるわけでございますけど、今いただいたように、この前、宇野福祉部長に聞いたところによりますと、いろいろな状況で助けというか求めてこられる方に対して、いろいろ聞き取り調査をすると。もちろん県の指導等もあろうかと思えますけど、県はとにかく目の前のことを考えていけというような話をされるというふうに聞きましたけれども、いずれにしても、このまま数字が膨らんでいくかいかないかということは非常に予測がしにくいところではございますけれども、単純に合併してから10年近くで倍以上になっているということを思うと、この先も本当に危惧されるところではありますけれども、私がきょうこのことをお聞きしたかったのは、瑞穂市が単純に生活保護の受給者がふえておることだけではなくて、実は一番大事なのは、このことも勉強していかなければいけないということですけども、私の友人が実は、他市町でございまして、大きな病気をして、仕事もできなくなって、それから家族とも別れてひとり暮らしを余儀なくされて生活保護のお世話になっているという友人がおります。しかし、この友人は、常に今の状況から抜け出したいということで、一生懸命病気とも闘って、自分とも闘っておるわけでございます。非常に大切なことかなというふうに思いながら、その友人のために何かしてあげたいという気持ちと、一番最初にお話ししたように、困っておる人を助

けていく、支え合う日本という部分では、今の生活保護受給者の方が、そこから抜け出すというか、一歩出ていただくようなことに対して市は就労を支援するしかないんでしょうけれども、ないわけじゃないですけど、そういうことを具体的には、そこから抜け出すというか、生活保護受給者から自分は抜け出す、そういうところから出ていけるようなことのために行政として支援してあげることはないのかということを考えながら、そのことも含めてコミュニケーションという部分は、コミュニケーションというとまた違うんですけども、市としてしてあげられることはないのかなということのを常に考えておるわけですけども、その状態で満足しておる方ばかりではないというふうに思います、今の状態で。そのことに対して、しっかりサポートしていけるような仕組みを構築していくことが大事ではないかなあということを考えます。

今、冒頭に一遍にお答えいただきましたものですから、そのお答えを踏まえながら、この生活保護受給者の方の数値がこの先大きくなっていくというか、事前に予知できることを、10年たったら倍になっておったということじゃなくて、そのことを避けていくためにも、その先々の手を打っていくという方法があれば、そこは真剣に考えていかないかなというふうに思いました。

きょうの防災のこともそうですし、また危険な市道という観点、また生活保護ということで、全く関連がないような感覚に思われるかもしれませんが、その部分の一番の関連しておることは、先ほど言った支え合う日本ということで、きずなとか信頼の大切さというのが本当に大事になっていくというふうに思いましたものですから、瑞穂市の憲章にもあります夢をはぐくみ希望に満ちた幸せなまちをつくるためにも、助け合い、支え合うためにも、また優しいまちをつくるためにも、この誇れる市民憲章のもと、私たちはしっかり努力していかなければいけないというふうに今回は特に感じました。

いろいろまだまだお聞きしたいこともございましたけれども、時間となりましたので、いずれにしても、しっかりとこの先も市民の声を聞きながら提案をさせていただける場をまたいただければ、この議場で質問していきたいというふうに思っておりますので、今議会の公明党会派代表としての質問をこれで終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 公明党、若井千尋君の質問を終わります。

続きまして、9番、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） おはようございます。

民主党瑞穂会、議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長の発言の許可を得ましたので、通告に基づき、ただいまから会派代表質問をさせていただきます。

第1点、シルバー人材センターの充実について、第2点、住宅用太陽光発電に係る補助につ

いて、第3点、ダイニングサポート事業について、以上3点について質問をさせていただきます。

以下、詳細については質問席から質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、シルバー人材センターの充実についてお伺いをいたします。

少子・高齢化の進行で、労働人口の減少が見込まれております。シルバー人材センターは自主独立の組織ですが、一方、老人福祉法第3条第2項には、老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に従事する機会を与えられるものとあります。高齢者の技術や知識、経験を生かし、地域社会で働くということは、非常に大切なことだと思います。寝たきりの高齢者には的確に救済の整備、また一方健康な高齢者に対しては、働く機会を通して地域社会との交流を深め、生き生きと活動できる環境をつくり出すことが老人福祉法の意味するものと考えます。こうしたシルバー人材センターの活動は、会員の健康の維持・増進にも大きく貢献しており、会員の医療費、要介護者率は、同世代の一般高齢者に比べて低く、現在、社会的な課題となっております医療費、介護費用等々の財政にも大きく寄与しているということが全国シルバー人材センターが全国の自治体に調査をした結果で出ておるわけでございます。

そこで として、国庫補助対象団体に向け業務の拡大、事務処理の適正化等について執行部は、ちまたの話によれば現在指導が行われていて、鋭意努力中と伺っておりますが、今後のシルバー人材センターの国庫補助対象団体の取得予定について。

そしてまた、平成22年度の表をまとめて、隣接だけですが考えますと、瑞穂市は、事業費が3,988万7,000円の中で公共の割合は331万円、8.3%、民間は3,658万6,000円で91.7%と民間が圧倒的に多いわけでございます。本巢市は事業費が1億1,782万6,000円、公共が4,223万4,000円で35.8%、民間が7,559万2,000円で64.2%、海津市は設立してまだ新しいのですが、事業費が1億6,199万円、公共は9,350万2,000円で57.7%、そして民間の仕事としましては6,848万8,000円、42.3%ということでございます。このように公共が多い海津市は、発足後1年ちょっとたちましたところで国庫補助対象になっているかと聞いております。そのことについて執行部に、平成22年度は今のような数字ですが、23年度の予測、そして平成24年度に向けてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） ただいまのシルバー人材センターについての御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、シルバー人材センターの国庫補助団体になるための支援ということでございますが、シルバー人材センターが国庫補助対象団体になるには、会員数100人以上、就業延べ人員5,000人が交付の条件となり、当市は平成24年2月末会員数が163名、2月末

までの年間就業延べ人員は6,786人となり、条件はクリアしております。しかし、この補助金は、県の連合会が岐阜県じゅうすべてを取りまとめて国に請求することとなっているため、各シルバー人材センターが県連合会に提出する各種報告書等が期限内に的確に提出できることが県連合会からの条件となっております。今年度まで当市のシルバー人材センターは、局長、代表理事長、経理責任者がはっきりしておらず、また経理基礎、帳簿等の管理、契約事務において、岐阜県シルバー人材センター連合会における健全な判断基準にはまだ至っておりません。空席となっていました事務局長が平成24年2月1日から着任されたばかりであり、これから事務内容も充実していく必要がありますが、新たな監事、弁護士、司法書士、税理士の助言を受けながら事業を進めてまいりたいと思います。また、今後国の補助金を受けることができるよう、市としても事務内容の指導をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございますが、平成24年2月末までの契約金額でございますが3,164万7,488円、年間予測で3,290万円であります。うち公共部門が182万5,893円、おおむね190万円、民間にあつては2,982万1,595円、おおむね3,100万と年度末で考えております。他市に比べ公共の受託事業の発注が少ないことから、またシルバー人材センターからの公共事業の拡大の要望もあり、市としましては、平成24年度に向けてこれらの要望にこたえられるよう、シルバー人材センターへ委託できる事業を洗い出しました。具体的な作業内容としましては、外仕事であります清掃、そして植栽関係の樹木の手入れ、草取りなどがあります。これにより仕事の確保ができ、シルバー人材センター会員の就業の励みになるものと考えております。市にとっても、年々高齢化率の高まっている中、高齢者の就労の場の一つと考えております。

以上をもちまして、答弁にかえさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 今お聞きしたわけですが、24年度に対する見込みという質問をさせていただいたと思いますが、今、作業項目とか考え方ではお聞きしたんですが、どのくらいの業務量があるというような予想についてお聞きをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 24年度の見込みでございますが、今現在、おおむね5,000万ほどの市からの委託事業と考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） そうしますと、先ほど言ったんですけれども、確かに努力はされるわけですが、別に隣町とか海津市とかいうところをとやかく言いませんが、設立して相当たつわけ

で、先ほど課長から言われましたようにいろんな実情があったわけですが、余りにも少ないと思いますので、その理由については何だと思われるでしょうか、お聞きします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、広瀬捨男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど福祉生活課長が答弁させていただきましたものでございますが、その背景としまして、既に議員も御承知のように、先ほど来お話がありましたように、執行部の体制がしっかりしていなかったということがございます。それで契約の当事者になり得なかったというような面もありまして、市のほうから事業を発注しようと思っても、そこら辺が決まっていなかったということで、御承知のように、このシルバー人材センターの問題につきましては、西岡議員が3度にわたって一般質問をされました。その折にも、動機と実情が違うんじゃないかというような御指摘もいただいておったわけでございますが、その中で市としましては補助金を交付している実情から調査をしました、報告書等提出を求めまして。一方で、契約の当事者になれるような指導もしてまいりました、指導というと語弊がございますが。

端的に申しますと、私が就任してから、昨年7月に森理事長と面談をしまして、それ以後、8月だったと思いますが、監査委員からもどうするかというような質問がございましたので、福祉部長と2人で説明をいたしておりますが、その後、9月、10月と森氏と接見をしまして、記憶のあるところでは、10月31日だったんですが、シルバーの理事会に私も呼ばれまして、とにかく一般社団法人としての人格を持った団体である限り、それにふさわしい運営をしていただきたいと。ですから、法律並びに定款に即した運営をしていただきたい。そのためには、まず登記が実情と合っていないことについては改善をしてくださいというお願いをしました。この登記については、一般的に公示力並びに公信力というのがあるわけでございますが、その申される実態と登記とが差があるということについては、社会的な通念上許されないことでございますので、そこをまず改めてくださいというようなことをやってまいりまして、それで12月30日だったんですが、社員総会を開催されまして、そこで一部登記との誤りについて正され、その後、ことしの1月6日だったですね、理事会を開催されまして、それからその段階で補助金の申請がなされてきました。その補助金の申請の内容の段階では、一定の改善が見られたということで、1月18日、23年度の補助金の交付もさせていただきました。その背景には、先ほど広瀬課長が申しました会員数があるわけでございますが、その会員にひとしく仕事が分配される仕組みもつくられておりましたし、なおかつ経理関係についても、先ほど広瀬課長が税理士、それから弁護士、司法書士、市がというようなことになっていたんですが、それはシルバーのほうでみずから相談をされてやっておみえでございます。監事の選任もされましたということで、そういったことから補助金を交付するに対応できる法人になったという判断をしまして、補助金も交付したところでございます。

それで24年度については、法人としての人格を持った組織となり得るという判断をしまして、1月から始まりました予算査定において、できる限りシルバーのほうに仕事を出すような仕組みを考えてほしいということを庁舎内をお願いしまして、各課よりシルバーに出すためにはある程度の仕様書等見直しも必要でございますが、そういった作業をやってきまして、先ほど広瀬課長が申しました24年度については、約5,000万を上回る金額が出せるように今考えておるところでございます。最終的には、もう少し出せるようにはなるとは思いますが、とりあえずはシルバー自体のほう、新しい執行部体制もできてまいりますので、その体制の中で事務能力を完遂できるというのを見きわめながら、今後またさらに事業量もふやしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

今、副市長から具体的に実情というか指導の内容について、シルバー人材センターらしい事務整理、あるいは対応ができるようになったということで感謝するわけですが。確かに皆さん御承知のように、瑞穂市のように施設管理公社があり、みずほ公共サービスがあり、そしてシルバー人材センターが一番遅かったわけですが、そんなところはちょっと私の聞いた範囲ではないと思えますので、このことについて、それなりにみずほ公共サービスにしても、シルバーは独自のものですけど、施設管理公社にしても、若い事務の方も専門にいるかと思えますが、その辺のことを含めて今後の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員の御質問に、私のほうから最終的にお答えをさせていただきます。

今、シルバー人材センターにつきましているいろいろ御質問をいただいておりますが、御案内のように、今御指摘もございましたように、私どもの瑞穂市におきましては、施設管理公社と指定管理制度におきますみずほ公共サービス株式会社、そしてシルバーでございます。本当にこんな市はどこにもないところございまして、この3つは大体60歳以上、そして65歳以上の高齢者の方が90%以上を占めておるところは御案内のとおりでございます。そんなところから、実は施設管理公社とみずほ公共サービスを統合させていただく。一般財団法人を何とか24年度の中ごろまでに設立をさせていただき、そして順次、施設管理公社とみずほ公共サービスを一本化させて、そしてシルバー人材センター、こういうことを考えますと、先ほどシルバーのほうへ24年度は5,000万ほどとっておりましたが、これをやりますとちょっと、7,000万、8,000万という形で市のほうからシルバーの育成のための、そちらのほうへの事業も割り当てができるんじゃないかと思っておりますが、これからこの24年度が4

月から始まりますが、いずれにしましてもそういう形で、施設管理公社と、そしてみずほ公共サービスを一元化させていただいて、一般財団法人を設立させていただこうと指示をいたしておるところでございます。よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 市長から改めて考え方、いわゆる施設管理公社とみずほ公共サービスを一元化して財団法人化していくということですので、ぜひ早急をお願いをしたいと思います。次に移ります。

2 点目、住宅用太陽光発電に伴う補助についてお尋ねをいたします。

住宅用太陽光発電に係る補助金については、昨年12月にお尋ねをしたわけでございますが、当市は平成23年度は据え置きをして、平成24年度はこの制度を存続し、国の1キロワット4万8,000円の2分の1の1キロワット2万4,000円で3キロ上限ということで、金額的な上限が7万2,000円ということでございました。これも国が、システム自体が下がる傾向ですので、これはいいことですが、それに準じて考えていくという回答を得ているわけですが、ちなみに国自体は平成21年度から単価的にはシステムが安くなり、その傾向ではあるんですが、総体的な国の予算は、21年度421億円、22年度547億円、23年度1,542.9億円と、12月現在、23年度は進行形なんです、進行形のものを見ても21年度比3.7倍ということで、いろんな面で単価は下げても総体的に予算は大きくということのようで、拡大していくということだと思いますが、ちなみに岐阜県内は、御存じのように、北方町の最高限度額6万円が一番安いわけですが、そのほかは大体多いわけですが、県のホームページにも出ておりますので皆さん御存じなんです、例えば安八町はずっと続けておるわけですが、非常に自分の企業を大事にすると。自分の町にいる企業を倍、たしか24万円が48万円だと思いますが、限度額が大きいわけですが。

変わったところとしましても、養老町が非常に変わったことをやりかけておると思います。養老町は、御承知のように、23年4月1日で、町外施工業者の場合はキロワット3万円で上限が12万、町内施工業者の場合は1キロワット6万円で上限が24万円ということで倍になっておるわけです。ちなみに、そこへ電話をして、商工労働課へ聞きましたところ、24年度からは、例えば町内業者がやって上限の24万円支払うと仮定しますと、12万円は施工というか、そこへ振り込みをしまして、あとの12万円は地域振興券を発行して町内の中小の商店が潤うようにするということが見込まれているわけです。瑞穂市とはちょっと変わっていると思うんです。瑞穂市は、お国の言うとおりでどんどん下げていく。そして県内ほとんどのところは、ここだけじゃなくて、恵那市だとかいろんなところもいろんな形でやっているわけですが、その辺のことについて市の考えはどうなんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今、広瀬議員の言われた質問に対しましてお答えいたします。

広瀬議員自身が言われたとおり、昨年の12月議会におきましても市としての考えをお示したとおりでございます。その点を踏まえまして、再度お答えしたいと思います。

まず、住宅太陽光発電システムについての基本的なスタンスとしては、ほぼ無限と言ってよい太陽光という自然エネルギーを利用するという観点から、大変重要な選択肢の一つであると考えております。そこで国としても、外郭団体 J - P E C を通じて導入経費を補助するなど普及に力を入れているところであり、広瀬議員御指摘のとおり、多くの地方自治体もその趣旨に賛同して国補助金に上乘せする形で補助を行っております。しかしながら、それも当市が一般財源のみで補助してよいのかと言われれば、すぐに賛成するというわけにはいきません。昨今の状況を見ますと、このシステム導入は、環境政策というよりは経済政策と言っても過言ではない状況があるからです。端的に言えば、システムを導入する動機の多くが、環境への配慮というよりは、光熱費の節約、売電による投資費用の回収といった経済的な理由にあることも大きいと思われまます。

また、そもそもエネルギー政策の根幹は国策であるべきであり、本来ならば一自治体が一般財源のみで補助を行うことは、よほどそ財政力のある自治体以外には難しい施策と言わざるを得ません。この点については、今年度の包括外部監査においても、補助金の見直し・再検討という御指摘をいただいております。

こうしたことをかんがみて、本来ならば補助制度そのものを廃止したいと考えておりますが、この岐阜地域におきましても、補助制度を持たない市町はほとんどありません。したがって、当市としましても制度の廃止については、住宅リフォーム制度などの時限なども考えながら、平成24年度については制度を存続し、国補助基準の2分の1として補助を行うこととしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 確かに一方的な考え方では、外部監査を受けて云々だとかいろんなことを言われているわけですが、現状、中小、商店でも今苦しんでみえるわけです。自動車を持っているうちはいいんですが、自動車がなかったら、近くの八百屋さんもなくなっちゃう、日用品を買うところがなくなっちゃうということになると大変なことになると思うんです。そして、今、画期的なことをやっているところも出てきつつあるんですね。その辺のところをいかに考えるかということをお聞きしたかったわけです。

これは12月のときと全然変わっておりません。養老町なんかは、24年度から新しくやるということなんです。それもよく聞きましたら、商店も大変なんだからということ強く、市民の目線に合った行政じゃないかと私は思うんです。中小企業を大事にする、そして町自体、市自

体を活性化していくということは非常に大事だと思います。リフォームのほうも一部やっているわけですが、その点と比べてちょっと差があり過ぎると私は思うんですが、それについて回答をお願いします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 先ほども申し上げましたとおりで、財政等々のことも考えなければなりませんので、言われることはわかりますが、その養老町さんだけを私もってみました。その中で特異に地域振興券等を配布してということであるんですが、それに関しましては、確かに住宅リフォーム制度等々の観点等とは一緒だと思いますが、経済的に見て内需拡大みたいな感覚でやってみておるわけなんです。私どもといたしましては環境のほうの立場から考えまして、このような形を。それから、先ほど申しましたように国からの補助、全体の予算枠は確かに増額ではあります。それに対する1キロワット当たりの単価に関しましては下がっておるわけですので、その点を御理解願います。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それは今、環境課の立場だと思うんですが、商工農政課というか、その関係からはどのように部長として考えてみえるか、お聞きします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま環境水道部長が申しましたとおり、市の制度としては財政的にも今の現状で推進していくべきかなあというふうには考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 今、両部長がそういう考え方で、確かにそういうところも一部あると思いますけれども、瑞穂市の現状として、企業の一部も撤退するとか、また一部来るところも、いろいろと骨を折っていただいております。小さい商店ですね、それに温かい心が少しでもやれないかということをお聞きしているわけですが、その辺のところは市長はどうなんですか、お尋ねします。太陽光じゃなくて、太陽光に関連してでもできるということは、養老町だって別に財政率、22年度発表になった岐阜県のホームページを見ても、実質公債費比率は3位だと思いますけれども、養老町はずっと下だと思います。そういう点で、大した金じゃないと思いますので、中小企業というか商店を少し活気づけてやろうという温かい考え方についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま広瀬議員のほうから、いわゆるクリーンな自然エネルギーで

ございます太陽光発電の関係につきまして御質問いただいておりますのでございます。

原発の問題、脱原発依存といいますが、こういう国民の声が大きいところがございます。そういう中で、本来でございますと国のほうがもっと太陽光のほうに私は力を入れなくてはいけないと思っておりますので、国のほうが補助率といいますが全体のあれを下げている。そういう中で私どもは前年と同様、国の補助率の2分の1、前もそういう形でしております。そういう形でお答えをさせていただいておりますので、国の補助している半分は出させていただくよということで御答弁をさせていただいておりますので、その点御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、環境部長から御答弁をさせていただきましたとおりでございます。よろしくお願いをして、私の答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） できるだけ、今、市長からも回答を得たんですが、温かい行政というか、そういう点も、ほかのことも含めて今後考えていただきたいと思えます。

第3点目として、ダイニングサポート事業についてお尋ねをいたします。

ダイニングサポート事業は、御承知のように、独居、あるいは高齢者夫婦で食事をつくれないう人のために、一般高齢者介護予防事業として、在宅高齢者の食事の確保と低栄養改善の食事を宅配ですという国の事業が実施され、大変喜ばれているわけでございます。しかし、一部の低所得者からは、600円が基礎で、減塩だとかいろんなもので100円高い、刻み食事というか、それは100円高いということで、昼と夕食と準備ができるわけでございますが、その辺のところ、まず年度別の利用者数、あるいは延べ利用頻度、回数といいますが、そしてさらに今後の事業の展開についてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 棚瀬健康推進課長。

健康推進課長（棚瀬 龍君） ただいまの広瀬議員からの御質問のダイニングサポート事業についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、平成18年度から始めておる事業でございます、その18年度からの利用者人数でございますが、平成18年度には54名の方がありまして、22年度の最終報告で44名ということで、利用者延べ人数につきましては1万4,129食という形で結果が出ております。

それで、今後の方向ということですが、24年度からは、600円という弁当ということで御質問がございましたが、それは自己負担ということでワンコイン500円として、また特別弁当ではミキサー食や刻み食ということで、健康弁当は、糖尿病食、それから腎臓病等の関係もございまして700円を600円ぐらいにと、低カロリー弁当の500円を400円ぐらいということで、その差額につきましては、地域支援事業の公費ということで負担するような計画でありますが、これにつきましては十分協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い

いいいたします。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） それは安くなる分、今、普通食で600円を500円ということは、差額は公費で持つということですか。

議長（星川睦枝君） 棚瀬健康推進課長。

健康推進課長（棚瀬 龍君） 公費ということで。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） これはちょっと私は甘いと思うんです。といいますのは、各市町、例えば大きい岐阜市とか大垣市は調べられた実績はお持ちでないでしょうか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 棚瀬健康推進課長。

健康推進課長（棚瀬 龍君） 岐阜市と7市ほど調べたものは持っております。岐阜市、大垣市、関市、羽島市、可児市、山県市ということでございます。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 調べてみえると思います、今の話だと。私が調べた限りでは、大垣市は入札をして、そしてその企業の栄養士もついており、きちっとした企業のようなのですが、昼・朝とも350円、カロリーもきちっとできておるし、65歳以上にふさわしい食事をして350円なんですよ。それは公費負担なしです。その辺のところは、瑞穂市のはすばらしいいいお弁当だとは思いますが、先ほど冒頭に言いましたように、低所得者の人は大変だといって苦情が出ているわけです。もっとやりたいけど頼めないということで。その辺のところは、現に大垣市は350円、岐阜市も昼は350円ですね。それで公費を持ち出すということになると、先ほどの関連じゃございませんけど、ちょっと不合理な点がある。いいものだとは思いますが、強いて言うなら2本立てでもいいんですけれども、岐阜市とか大垣市が350円で食べているんですから、その辺のところは、先ほどの太陽光にこだわるわけじゃございませんけれども、ちょっと違うと思うんですよ。その辺のところを今後どのように考えておられるか。確かに今100円下がると。私は入札か何かで、入札はまだやれるわけないんですが、いろんな面で考えてみえるかと思ったら公費ということですので、ちょっと大きいと思うんです。市の職員の弁当だって、そんなに高いことはないように聞いているんですけれども、ここで買ってみえるのでも。その辺のところは何とか、今ここでというわけにはいかないでしょう、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 棚瀬健康推進課長。

健康推進課長（棚瀬 龍君） 今、広瀬議員さんが言われる公費負担について、最初の答弁のところではどうかという御指摘でございますが、これにつきましては改めて調査しまして、結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 釈迦に説法ではございませんが、つくった人が、そういうきちとした会社が持ち運びする。そのときに安否をうかがう。その安否の利用も、何か167円になったり、1食ですね、1回行くごとに。これは市の持ち出しが、大垣市もそうだと思いますが、この場合は広域の介護のほうも一部あると思いますが。いずれにしても公費は公費ですので、恐らくつくったものをすぐ配達するということは、一連の企業のほうがむしろいいかと思っておりますので、その辺のところはできるだけ早急に、今値下げするときに含めて、役所ですので、数力所から見積もりをとるとか入札をすとかして、規定的にもそれが当たり前のことになっているんですから、そういう点ではぜひ検討をしていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） このダイニングサポート事業は、当初、いわゆるボランティアの方が弁当を配食することにより、見守りとか安否確認、そして栄養改善するという付加価値を加えた事業なんですね、ただ御飯を運ぶということだけではなく。そういったことは全国的にもユニークということで、NHKの解説員の村田幸子さんが、NHKラジオでも評価をいただいたというようなことを記憶しておりますが。そういったことを今後は国のほうが第5期介護保険計画に位置づけをしております、その地域の実情に応じて生活支援サービスのメニューの一つとしてダイニングサポートの配食サービスということを考えておるわけでございます、その関係上、地域支援事業の公費で一部負担することも妥当性があるかなということで市では考えておるところでございますが、今おっしゃられましたように、他の市も追随しているいろいろなやってみえるということでございますので、そこら辺の配食をしていただける業者と価格等について検討してまいりたいと思っておりますが、趣旨はプラスアルファの付加価値の部分を含めての値段ということになっておりますので、そこら辺を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 副市長に今回答をいただいて、前向きな回答だと思いますが、岐阜市、大垣市にこだわるわけじゃございませんが、一部それで2本立てでもいいかと思っておりますけれども、あれだけ大きい市町で、正月、元旦以外は両市ともずっとやって、好評で物すごく進んでいるわけですね。今言った大垣は、一般会計から、今、167円になったのかな、その辺のこ

ろは定かじゃないんですが、170円になったり、入札の後に多少ずれるようすけれども、200円以下の見守りというか、それはきちっと食事ごとにやっておるようですので、その辺のところを、先ほど言いましたように2段階にやるとか、その辺の検討をしていただきたいと思います。ダイニングサポートの国の補助が来るとしますので、それも一つですけれども、そういう方法ばかりじゃくて、むしろ一般のもので量産する形で、きちっと栄養士のついた、カロリーもきちっとしてという管理もされたところで考えるのも私は一つの方法じゃないだろうかと思うので、社会福祉法人のそういうところばかりということになりますと、どうしてもむしろ高くなるように私は思うんで、ぜひその辺のところを検討していただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。前向きにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時10分からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時12分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、4点にわたって執行部の見解をただしたいと思います。

まず1点目は、公契約条例の制定についてであります。2点目は就労支援について、3点目は清流みずほ幼稚園の加納園長が父兄に出した文書について、最後に禁煙対策について御質問を申し上げたいと思います。

以下、順次質問席にて行います。

まず、公契約条例の制定についてであります。

この件につきましては、平成21年12月議会で野田市の例を取り上げたところであります。公契約とは、要するに公共工事などを発注する公的機関と受注する事業者との間の契約のことであります。21年12月議会の繰り返しになりますが、もう一度申し上げておきたいと思います。

公契約については、既に1949年6月にILO（国際労働機関）総会において、公契約における労働条項に関する条約、いわゆるILO94号条約が採択されております。何と63年前であります。しかし、日本政府はいまだに批准をいたしておりません。民間部門の賃金、その他の労働条件は、関係当事者の合意で決するもの、それが理由であります。

ともあれILO94号条約の目的は2つあります。1つは、人件費が公契約に入札する企業間

で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に、最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけるということであり、2つ目は、公契約によって賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませるということであり、要するに、住民の税金でもうける企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者である公的機関は、それを担保する責任を負っている、こういうことでもあります。

具体的に、ILO94号条約の二、三の例を紹介したいと思います。

まず、第1条の3項を見てみましょう。この条約は、下請業者、または契約の受託者により行われる作業に適用する。係る適用を確保するため、権限のある期間は適当な措置を講じなければならない。要するに、下請の労働者まで含めて、この条約を適用する、こういうことを明確に書いております。

さらに、第2条の第1項を見てみましても、この条約の適用を受ける契約は、当該労働が行われる地方において関係ある職業、または産業における同一性質の労働に対し、次のものにより定められているものに劣らない有利な賃金（手当を含む）、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならないということでもあります。

第5条を見ても、公契約における労働条項の規定の遵守及び適用を怠る場合について、契約の手控えその他により適当の制裁を適用しなければならない。つまり、この条約を守らなかった場合は、契約そのもの自体に対して制裁を加えると、こういう規定をしておるところであります。

これが何と63年前に、63年前というと私は64歳ですから、もう危ない危ないという状態になっているわけですから、それぐらいずっと前に世界はこういう基本的な思想を持っていたということなんです。いかに日本の労働環境を含めて頭がおくれているか。このことを私は痛切に感じます。国会議員も、その当時から自公政権のときも、先ほど申し上げたような理由で、当事者間で決めるものなんだという形で、社会的な力関係が違う人たちをそのまま海に投げ込んで、それを見て、それが当たり前だという、こういう哲学なんですね。私はとんでもない考えだというふうに思っております。

あわせて、野田市の公契約条例も再度見直してみたいと思います。

野田市の条例の前文も非常にすばらしい前文です。執行部は読まれたと思いますけれども。地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速や

かに必要な措置を講ずることが不可欠である。本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

私は、この野田市の市長の毅然としたというか信念あるこの条例案の提案に対して、本当に心から政治家として尊敬をしたい、このように思います。

そこで第1条、この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とするとあります。

そして6条で、適用労働者の賃金を書いてあります。受注者、下請負者及び法の規定に基づき、受注者、または下請負者に労働者を派遣する者は、適用労働者に対し、市長が別に定める賃金の最低額以上の賃金を支払わなければならないということで、市長はその額を勘案する材料として、農林水産省と国土交通省の2省の協定による労務単価というのが毎年発表されるそうではありますが、それに基づいて決定をしていくということで、枠をしっかりと確保いたしております。

さらに8条で、受注者の連帯責任を規定しております。受注者は、下請負者及び法の規定に基づき、受注者、または下請負者に労働者を派遣する者が、その雇用する適用労働者に対して支払った賃金の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金の最低限を下回ったときは、その差額分の賃金について当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うということで、明確に書いておりますね。

まだまだその内容の詳細については煮詰めるべきところもありますけれども、先ほど申し上げましたように、63年できていないことを一地方の首長が決然として、地域の労働者、そして地域のその他の人々、家族を含めて、その社会が活性化するように。先ほど太陽光発電、あるいは住宅リフォームの関係で広瀬捨男議員が言われましたけれども、地域全体が活性化するように、その最低限を公的機関が、この場合は契約を通じてしっかりと保障していく。非常に私は基本的に大事な思想であり、具体的な施策ではなかろうかというふうに思っております。

もう少し言いますと、第9条では立入検査も規定をされております。10条では、それを守らなかったときの是正措置、これを市長が行います。さらに11条では、先ほどILO94号条約の中で制裁措置が規定をされておりましたけれども、野田市の公契約条例は、そういう精神を踏まえながら第11条で、市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約を解除することができるということで結論だけ申し上げると、契約を捨てても、そういう違反があった場合は契約を解除するという明確な姿勢を明らかにしておるわけでありま

す。

そういう状況が野田市の状況ですけど、さらにそれを後押しするべく、2011年、去年ですね、4月14日に、公契約法・公契約条例の制定を求める意見書というのを日本弁護士連合会が出しております。今日のワーキングプアであるとか非正規労働者の実態、地域の疲弊、こういう状況はもう看過できない、人権を守るべき日本弁護士連合会が表に立って全国に向けて発信をしなければいけない状況であると、こういう認識にやっと立ち至ったということですね。議員も63年間、日本の弁護士の連合会も63年後にこういうことを言っておるんです。日本という国は、本当に自分たちの世界だけの中で生きて、幸せ不幸を論じているだけ。もっとレンズを引いて、世界全体がどういう方向に行っているのか、労働者の実態はどういうところにあるのか、どういう法律で実質的に労働者の生活を守ろうとしているのか、地域を守ろうとしているのかというような考え方が非常に弱い国であります。ですから、この野田市の市長の例は、大変重要な意味を持つというふうに思っております。

以上がおさらいをさせていただいたわけでありますけれども、21年の12月議会では、私の今のような質問に対して執行部からは、国や各自治体の動向を見て検討したいという答弁をいただいております。そこでお尋ねをいたします。

年収200万円以下の労働者は4人に1人で1,000万人を超え、非正規労働者は3人に1人という厳しい雇用環境になっておりますけれども、その後、国や自治体の公契約をめぐる動向はどうなっているのでしょうか。把握された状況について、まず御報告をいただきたいと思えます。議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの公契約の全国の動向はどのようになっているかということでございますけれども、今、非常に詳しく御説明がありました。公契約は、市が発注する工事や業務委託契約について、一定の労働報酬の下限額を保障することで従事する労働者の労働意欲を高めることにより、安全かつ良質な事務や事業の確保を図り、安心して暮らせる市民生活を実現するというところでございます。通常であれば、少しでも安くいい仕事をということでございますけれども、労働者のことを考えて最低賃金をきちんと決めていくというのが、この公契約でございます。議員がおっしゃったように、国会でもいろいろ議論がされて、まだいまだに議論をされておる段階であって、公契約法の制定が進まないという状況にはなっております。

その中で、今みたいに最低賃金、下限額を保障することについての条例は特に問題はないだろうという議論がなされまして、先ほど言われたように、全国では野田市が一番最初にでき上がりましたし、川崎市が契約の条例を改正されておるといのが現状でございます。それ以後でございますが、多摩市、相模原市で、この平成24年の4月から、そして札幌市においては、今の3月議会で審議をされて、平成24年度中に施行が予定をされていることと聞いております。

どちらにしましても、この野田市さんの条文がベースになっておりまして、多摩市のほうを少し開いてみますと、適用の契約としては5,000万以上の工事、そして1,000万以上の業務委託で市長さんが定めるもの、指定管理制度の中で市長・教育長が必要と認めるもの、市長が特に必要と認めるもの等ということで、工事の対象を示しておられます。そして金額ですね、下限額についてございますが、多摩市の場合は、熟練労働者は公共工事設計労務単価の90%以上、前記以外の者は時間当たり903円と、ひとり親方の場合も対象にするよと、熟練労働者については80%以上ということで、野田市同様に市長さんのほうで決定をするということでございます。業務委託、指定管理者の協定の賃金についても、時間当たり903円以上と。ただし、60歳以上は対象外にすると。下請会社等の労働者の不足賃金等の支払いについては、元請との連帯の責任であると。また、労務者の賃金台帳等から、匿名をもって賃金をきちんと保護してあげるという関係、そして審議会とか調査の関係なども盛り込まれているようでございます。どちらにしましても野田市さんがベースになり、野田市、川崎、多摩、相模原、そして今のところは札幌ということで、少しずつ、今、議員がおっしゃったような考えで進みつつあるようでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、報告をいただきましたけれども、まだほかに尼崎市とか国分寺市とか、いろいろ全国的な広がりを見せております。いずれにいたしましても、こういう厳しい雇用環境の中で、公契約のような労働者を下支えするようなシステムが、セーフティーネットですよ、そういうものがないとどうなるかということ、最近では自治体の業務をNPO法人に安い価格で委託をして、委託労働者を有償のボランティアだという位置づけをして、最低基準法や労働基準法の適用を免れるという。何も知らない人はそれを見れば、有償ボランティアで本当に御苦労なことやと、そんなことはなかなかできない、もう美德そのものだとなってしまうんですよ。ところが、見方を変えればとんでもないことなんです。民営化だけじゃなくて、さらに労働力そのものを認めない。労働者は労働力を認めなければ生きていけないんです。働かなくて生きられる人はまだ幸せな人たちなんです。体が悪かろうが、病院に通っておろうが、仕事をしながら病院に行こうと思っても休めない。こういう状況の人たちにとって、公的機関がどういう考えで、その人たちが日々生活できるような環境ができるかということを考えなきゃいけないんですね。ですから、特にこの公契約について申し上げておるところであります。

ちなみにちょっとお聞きいたしますけれども、2009年の5月に議員立法によりまして公共サービス基本法というのが成立をしております。この内容は御存じでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 2009年3月というのは、国のほうで公契約条例について議論がされ

たときということで考えておりますが、今おっしゃったのはちょっと私も存じ上げておりません。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、西岡議員がおっしゃられました公共サービス基本法でございますが、平成21年5月20日に、法律第40号ということで、第171回通常国会で制定がされております。条文としては11条程度のものでございますけれども、いわゆる公共サービスというものは何であるかということの基本的なことが書かれておりまして、その中の5条に地方公共団体の責務ということで明記されておるといふ、そういう認識を持っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、奥田副市長からも答弁がありましたけれども、私が公契約ということで事前通告を出したら、それを調べている過程で当然にこの公共サービスの基本法というのにぶつかっちゃうんですよ。早瀬部長はちょっと今準備がなかった。奥田副市長は第5条の関係を言われた。5条は確かに地方公共団体の責務を規定しております。問題は11条、11条を読んでください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは読ませていただきます。

見出しが、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備ということで、第11条、国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとなっております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 読まれたらわかりますね。事前にきちっと研究をしておれば、5条の地方自治体の責務プラスというよりも、より具体的に11条で地方公共団体が公共サービスをやる者の労働条件について整備をするよう努めなければならない、努力義務ですよ、こういうことが明記されておるんですよ。それをしっかり頭に入れるということなんです。入れた上で初めて、じゃあ自治体と契約をしている相手方、そしてそこに働く労働者たちがどういう状況になっているかというふうに目が向いていくんです、物の順序として。

だから、身近な例で申し上げますけれども、この間、総括質疑のときに林教育次長にお聞きをしましたよね。どういうことをお聞きしたかということ、24年度の一般会計予算の中で、保育士派遣委託料が2,738万4,000円計上されております。昨年の1,421万3,000円に比べて92.7%増というふうになっておりますよね。そこで聞きましたよね。どういう委託の契約の内容になっ

ていますか、保育士さんにどれだけのお金が渡りますか、時給だと幾らですかとお聞きをしましたですね。そうしたら、それはわかりませんと言われた。そのときに僕が言ったのは、公契約にかかわるからだということを僕は申し上げたんですね。要するに、頭の中で具体的なことと結びつかないやだめなんです。縦割りではばばらにやっているんじゃないで、自分の体は、食べて熱いか冷たいかも自分で感じるんですから、ばらばらじゃだめなんです。

だから、先ほど申し上げたILO94号条約、そして野田市以下の市の条例、そして公共サービス基本法等々を踏まえていくなれば、まず精神の問題を言っておるんですよ。自分のところに来ていただいている保育士、正規の保育士と、派遣で来る保育士と、臨時で来る保育士と、仕事に基本的に、長短はあってもどこが違いますか。子供を預ける親は、保育士さんと同じように見えていますよ。子供たちも「先生、先生」、同じように見えていますよ。そういう人に対して公的機関の側が、どれだけ賃金が払われているかわからない、つまりそういう人たちの生活条件、労働条件はどうかということについて問題意識がないということ。委託料を安くして、正規を雇うよりも、やればそれでいい。その論理は、先ほど申し上げた有償ボランティアに行き着くんですよ。同じ新幹線に乗っちゃうんですよ。羽島を出ちゃったら東京まで行っちゃうんですよ。そういう電車に乗ってはいけないんです。そのことを申し上げておるんです。

例えば、もっと言えば委託をしている清掃の皆さんが見えますよね。清掃の皆さんは具体的にどれだけの賃金をもらっているんですか。時間給は幾らですか。それはわかりますか、委託料との関係で。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちょっと今言われた委託料についての詳細については把握しておりません。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） だから、さっきから何回も申し上げますけれども、要するに公契約ということで問題提起をして一般質問をされるということを踏まえたならば、逆に一般質問するほうがいろいろ調べているわけですから、されたほうは一問一答ですからどういう質問されるかわからん。だったら、そのことについて詳細に調べておくべきだと思うんです。

そして、その調べる過程が大事なんです。その過程で、公契約だとか、ILO94号条約とか、公共サービス基本法であるとかということに対する理解が執行部の中に深まり広がっていくんですよ。それが高まる中で、じゃあ具体的政策を一步踏み出さないかなあ、野田市の市長だけ裸にさせるわけにいかんぞと、一緒に頑張らないかんぞというふうになっていくと思うんです。単なる一般質問対策として、ちょこちょこことそこら辺のものを見ておるだけではだめなんです。基本的な働く人間の生活の問題なんです。それを守るという公的機関の責務なん

です。このことをぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。

それがなかったり、そういうことを知ろうとしないということは、ILO94号条約であると野田市の公契約条例の先ほど読んだ前文で、目的というものは相反する物の考え方の位置に今現在執行部はいるということ。その認識が大事だということ。堀市長は、多分よく中身をわかっておるで、そういう話をすれば、これはほうっておけんなど。住宅リフォームのときもそうでしたよね。だれが言うかではなくて、それを言われた中身が、地域住民にとって、まちおこしにとって半歩でもプラスになるのかどうなのか。たくさんの予算はつけられないけれども、まずはその制度を導入する。消費税はいけませんよ。消費税は、リール入れて、あとはねじを巻いて、どんどんどん5%、10%、17%に行くわけですからね。消費税はいかんけれども、この制度、住宅リフォーム制度にしる、公契約の制度にしる、どんどん導入をしていかれると、本当にその方向で、これが今期最後の質問ですので、もう二度とできないかもわかりませんので、一応最後に、もう時間も迫ってまいりましたから、市長、十分御理解はいただけると思うんで、できるところから具体的に進めるべく御回答をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま西岡議員から、公契約に関しまして関連しているいろいろ御質問をいただいております。まさに高度な質問でございます。まさに高度な質問でございます。御案内のように、国のほうでもまだ批准がされていないという問題を、本当にいろいろ、なぜかといいますと、日本の今の経済状況を見ますと、本当の話が、先ほどもありましたように、約6,000万の労働者の中で4人に1人が200万以下の年間所得とおっしゃいましたが、たしかもう今6,000万の中に2,000万ぐらいまで200万以下になっておると。先ほど若井議員の質問でもございました生活保護者が、はっきり申し上げまして戦後、昭和26年に205万でございました。それが一時期は80万までバブル時期には下がりましたが、現在、日本で208万人までふえておるという状況で、仕事をしたくてもその仕事がない、こういう日本の社会経済の中、この公契約の中で最低の賃金という。まだ仕事がない、仕事につけない状況の中でのこういうお話でございます。西岡議員の御質問に対しまして、御所見はまさに国のほうで本当にこのぐらいの勢いでやってもらいたいなというレベルでございます。おっしゃることはよくわかるところでございますが、このことにつきましては前に検討しますと言いましたが、日本全国の自治体、政令都市とか中核都市等々におきましては、そういったことがまだ20市に満たないところでございます。そういう中での御質問でございます。お気持ちもよくわかります。ですが今の経済状況等々をかんがみますと、なかなかこの問題、いろいろあるなということを感じておるところでございます。前向きな答弁をさせていただきたいところでございますが、本当の話が働きたくても働けないという状況下の中でございます。そこら辺も御理解をいただきまして、課題として受けとめさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げて、私の答

弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 課題は、63年前から日本の課題だったんですね。今はそれを具体化する時期なんです。だから、野田市の市長は勇気を奮って、まず一人で旗を上げたんです。そうしたら、やはりそうだという声が全国で広がり始めている。非核平和都市宣言をやって、中学生を広島・長崎に派遣をしていく。どんどんどんどん具体的に体を動かして、今までできていなかった施策を推進されているのが堀市長でありますから、課題だなんて言わずに、課題であることはわかり切っておることなんです。それは何も言っていないことに等しいんです。ですから、具体化に向けてひとつ努力をお願いしたいと思います。

最後にたばこの話をしたいもんですから、中の2つはちょっとはしよります。

2 目目の就労支援について。

この問題についても平成21年12月議会で、ハローワークの求人情報のインターネット検索とあわせ、求職者への職業相談や求職受理などができるミニハローワークの設置を求めたところでもあります。検索をするだけでは、岐阜に行って紹介状を書いてもらって、紹介先に行かなきゃいけない、こういうことなわけです。ところが、この間にも2人、うちに仕事の紹介で来られました。自分のパソコンから見られるから、それを見て実際は直接会社に行かれた方もあれば、職安に行かれた方もあります。いるんです。先ほど言ったように、地域の中で仕事を求めている方、母子家庭の方もあれば、若い青年もおります。ですから、私が思ったのは、検索するだけじゃなくて、もっともっといろんな公共施設に、パソコンを1台置くだけですから、中古でいいんですから、ちゃんとつながればいいんですから、その人が見たいと思ったときに岐阜まで行かなくても近くで見られる、穂積の人は巣南まで行かなくても穂積のほうで見られる、そういう場所が、少しの空間があればできるんです。その人が仕事を探そうという気持ちを具体化させないと、気持ちが遠のいていくようなことじゃだめなんです。仕事に向かって進んでいく環境をどれだけ手助けしていくかということだと思っんですね。ですから、私が一番いいと思うのは、ミニハローワークの設置はどうなんだということを今でも考えておるんです。これに対して福富部長は、設置要件は市が積極的に対応すれば満たせると思うけれども、場所の提供や人の手配を考えると難しいと思うという答弁をされております。

そこで再度お尋ねするわけでありまして、場所の設置や人の手配は市が積極的に対応しても、どうしても無理なんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほどの西岡議員の質問でございますが、ミニハローワーク、ふるさとハローワークですが、この設置につきましては、労働市場圏のある市町村において、

職業相談等の業務を行う場所を確保して空白地帯をなくすという大前提のもと、当市におきましては、近隣の岐阜市、大垣市にハローワークがございますので、設置は難しいということでございました。先ほどの要件を満たせばという話ですが、当市の場合は、岐阜市、大垣市にあるということで難しいということです。

国では、平成22年の12月28日の閣議決定で、ハローワークの設置自体を廃止するというアクションプランを一体的事業としてやっております。これにつきまして、23年度から3年間の期間を設けまして、国と地方自治体が一体となって、その成果を協議するという事になっております。岐阜県では国の動向等を注視しまして、地域が持つ情報、それから資源を有効に活用して、地方の経済施策と連動した雇用創出を図るために、ハローワークの全面移管、岐阜県のほうへ全面移管という形で提言をしております。当市としましても、今後の岐阜県の動向等を踏まえて、住民サービスの向上を図るため、福祉部門とも一体となりまして、検討・協議を県の動向を見ながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 国のほうが、ハローワークの再編、さらには廃止の方向で検討しているようでありませぬけれども、今まさに日本じゅう失業者であふれていて、大変仕事探して困ってみえる。そういうときにハローワークを廃止するなんていう国の施策は、一体何を考えているんだ、はっきり言って。これも先ほど申し上げた公契約のあれも一緒です。ですから、いずれにしても、雇用創出に向けて公的機関が援助できることを精いっぱいできればやっていくという方向で頑張ってください。間違えがあったら答弁を。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 誤解があるといけませんので、ハローワークにつきましては、国のほうが岐阜県へ、岐阜県のほうも提言をしておりますが、全面移管につきましては、より地方のほうへ身近になるという形ですので、瑞穂市においても少しでも、特に生活困窮者についての就労支援等については福祉部局とよく協議をしながら協力していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 答弁がちょっと、意味がさっぱり不明でよくわかりません。まあいいです。次に行きます。

清流みずほ幼稚園の加納園長が父兄に出した文書についてであります。

この問題については、昨年の12月議会で取り上げ、その文書中、事実と反する部分を訂正し

直した上保護者に謝罪して、再度、加納園長名で保護者あてに訂正文書を出すように手配すべきではないかと求めましたけれども、教育長からは文書を入手して不適切な内容等について検討したいとの答弁をいただいております。

そこでお尋ねをいたしますけれども、文書の内容については検討をされたのでしょうか。検討をされたのであれば、その結果はどうであったかを御報告いただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員御指摘の文書については、12月議会終了後に入手しまして、教育委員会事務局でその内容を検討いたしました。内容を検討した結果、教育委員会とは認識を異にしている点が複数ありましたので、御報告してよろしいでしょうか。

1点目ですけれども、「瑞穂市には待機児童が15人とされていますが、ままん保育園の瑞穂市在住の園児14名とキャンセル待ち4名、計18名を含めると、客観的に証明できる数値として33人以上の待機児童がいます」と記述がありました。この内容につきましては、平成22年度の歳入歳出決算事業報告書には、3歳未満児の待機児童は15人、これは平成23年1月1日現在で報告をしております。待機児童数は、その時々状況によって絶えず変化しておりまして、瑞穂市では平成23年4月1日時点ではゼロ人、同年7月1日時点では1人、同年10月1日時点では9人の待機児童数となっております。ままん保育園の園児とキャンセル待ちの人数が、いつの時点の数字であるか不明ですし、重複している可能性もあります。そこで、「客観的に証明できる数値として、33人以上の待機児童がいます」との記述に疑問を感じました。

続いて2点目ですが、「安心こども基金という今年度限りの補助金を利用して保育園を新設する場合、試算によると瑞穂市が保育所を新設する場合と比べると最大で約6億7,600万円軽減されます」との記述についてです。今回の計画は、瑞穂市からは4億1,432万円の補助金交付を受け、事業実施主体である社会福祉法人清流会が6億7,637万1,000円の総事業費で保育所を新設するものであったことは、議員の皆様も御承知のとおりであります。経費の実質負担額を計算しますと、安心こども基金による県の補助金が2億925万1,000円、瑞穂市が経費負担する補助金は2億506万9,000円、事業実施主体の負担が2億6,205万1,000円という計画でありました。瑞穂市が保育所を新設するということは申し上げておりませんので、新設する場合と比べると、そのこと自体が無意味であると思われるし、2億506万9,000円はもともと瑞穂市が経費負担する補助金の額でございます。加納園長が記述された「最大で約6億7,600万円軽減される」との記述は事実でないと思っております。

最後、3点目ですけれども、「この基金を利用した保育園新設が実現しなければ、地方自治法の第1編第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反することになります」との記述についてであります。最少の経費で最大の効果を上げる

手法として何がベストであるかは、さまざまな考え方があります。安心こども基金を利用して保育所を新設することが該当すると考える方も見えますし、公立保育所を維持補修、または新設することが該当すると考える人もいると思います。したがって、基金を利用した保育園新設が実現しなければ地方自治法違反になるとの論理は、飛躍し過ぎていると思います。

大きくくくると、以上3点で瑞穂市教育委員会と認識が違う、そういう内容でございました。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 客観的事実がどこが違うか、3点にわたって御報告をいただきました。

私が申し上げたのは、その後ですね。それを踏まえた上、事実と反する部分を訂正し直した上保護者に謝罪して、再度、加納園長名で保護者あてに訂正文書を出すようにすべきじゃないかということをお願いしたんですね。そういうことが教育委員会から向こうの方へ言ったのか。さらには、3点も違うということが、市当局並びに議会に対する侮辱なんですね、内容が。それは置いておいても、向こうに文句なり何なり言われましたか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 前回の議会を受けて、文書を入手してすぐに検討をしまして、昨年12月28日ですけれども、学校法人総純寺学園の清流みずほ幼稚園のほうに、教育長、私と、次長、それから幼児支援課長の3名でお伺いをして、瑞穂市の保育及び幼児教育に対する認識の相違ということで文書をもって御指摘申し上げて、またその中で、この指摘事項が御理解いただけたら、誤解を生じさせないよう、適切な処置を講じていただきますようお願いいたしますということで、お願いをしたところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 時間がないので、その出した文書をまた後ほどお見せいただきたいと思っております。

さらに今2点目で話されましたように、適切な処置をお願いしているわけですから、適切な処置がとられたかどうか、そのことに対する確認をしていただきたいと思っております。

いろいろ申し上げたいですけど、たばこだけどうしても言いたいもんですから、これで教育委員会のほうは終わります。

禁煙対策についてでありますけれども、平成20年12月議会から5回にわたって私は質問を続けてまいりましたけれども、昨年の9月議会では喫煙率の実態把握、喫煙率を減らすための数値目標の設定、健康障害や経済的損失についての教育活動の強化、公共の場での喫煙禁止等、

具体的提案をさせていただいたところであります。執行部からは、本年度において健康増進法の計画を立てている。その中でこういうことも資料を整えながら提案していきたいと答弁をされております。きょう、宇野部長も欠席をしておりますし、時間もないですから、まずはちょっとこちらでしゃべりますね。

今、広報の3月号で、第2次健康増進計画の案についての意見の募集を始めております。そこに案が載っております。それを見させていただきました。第4章、瑞穂市の課題と取り組み方針で「生涯を通じた適切な生活習慣の定着」で たばこ。111ページに及びますね、それがたばこの欄、これ1枚。1枚といっても、これが中身。表があるから半分。何ですか、これ。中身も、たばこは含まれている有害物質で血液の流れを悪化させて血管を収縮させる、糖尿病や歯周病、メタボリックシンドロームの要因となりますということで、たばこを吸ったか、害になるかどうか、アンケートを子供たちにとりました。大人もアンケートをとりましたという表をやって、取り組み方針、乳幼児健診や特定保健指導など、喫煙状況が把握できる機会を通じて禁煙を勧めます。子供たちへ喫煙が及ぼす影響についての知識を普及させるため、学校や家庭、地域において積極的なかわりが必要で。また、受動喫煙についての予防を啓発していきます。何ですか、これは。これが部長が答弁をした、そういうことも含めというのは、先ほど申し上げた、要するに喫煙率の実態把握とか、喫煙率を減らすための数値目標の設定とか、そういうことを具体的にやりなさい、こういうことを提案した。そうしたら、そういうものを含めて計画します。何ですか、本当に。啞然として物が言えないです。

もう時間がないですけれども、これも前に質問したときのメモがありましたので、それをちょっと持ってきました。それでどういうことかということ、福島第一原発事故では、原発から20キロ以内の住民と20キロから30キロ内の一部地域の住民に避難指示が出されました。政府の説明理由は、原発から20キロ以内に住み続けると、1年間に20ミリシーベルトを超える放射能を浴びる可能性があるためだということです。では、1年間に20シーベルトの放射能を被曝した人が将来がんになる率と、1年毎日たばこを吸い続ける人が将来がんになる率と比較するとどうなると思いますか。たばこを吸っている人ががんになる率のほうがはるかに高いということなんです。肺がんは1日10本未満の喫煙でも2倍以上に増加し、30本以上で6倍から十数倍に増加のヘビースモーカーでは胃がんも喫煙により7倍も増加、これにピロリ菌の感染が加わると10倍以上に増加する。一方、1年間に20ミリシーベルトの放射能を……。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君に申し上げます。

お時間でございますので、お願いします。

3番（西岡一成君） だから、放射能より怖いということを言いたかった。それを踏まえて対策をとってください。

議長（星川睦枝君） これで西岡一成君の質問を終わります。

時間の都合により、しばらく休憩します。

午後からは、1時30分から開会いたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、瑞穂市民クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

13番（清水 治君） 議席番号13番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表して一般質問をさせていただきます。

今回の質問の項目は、農業振興地域整備促進について、もう一つはリサイクルセンターについて、以上2項目について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、農業振興整備促進についてお尋ねをいたします。

瑞穂市は、旧巢南の北部に当たる西地区と中地区は都市計画区域外となっており、一部を除き農業振興地域に指定されております。農業振興地域には農業振興地域の整備に関する法律があり、この法律の目的は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。瑞穂市では、条例により農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の整備に関する重要施策の適切な推進を図るため、瑞穂市農業振興地域整備促進協議会を設置することとなっております。

ここでお聞きしますが、この協議会は設置をされておりますか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市農業振興地域整備促進協議会は、昭和46年に設置された旧巢南町の協議会を引き継ぐ形で合併後に設置されまして、農業振興地域整備計画の策定や変更に関する市長からの諮問に対して調査・協議を行う機関として、主に農振除外の案件について協議をいただいております。現在は、農業委員会、農業協同組合、農業共済、土地改良等から8人の委員さんに出ていただいて、協議会が設置してございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 昭和46年に巢南町の時代につくられたものを引き継がれてということですけど、この協議会は、市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備計画の策定及びその整備計

画に基づく事業の実施に関する重要事項などを調査・協議することになっております。今言われましたとおりですね。瑞穂市の第1次総合計画後期基本計画の中にも、現状の課題として、農業を取り巻く全国的な問題として、営農者の高齢化や後継者の不足があります。規制緩和の進行もあり、世界的な競争の中で農業経営は一層厳しい状況になることが予想され、瑞穂市においても経営農地の分散化による農作業の負担増、農業者の高齢化、担い手不足といった状況が続いており、これに伴う遊休農地の増加といった問題点も表面化していると聞いております。

こうした中、瑞穂市の農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、意欲的な担い手農家の育成、農地の集積など農業への理解を深める取り組みや、農地の保全・整備を進めていく必要があるとこの基本計画の中には明記されております。また、施策の構成として、農業基盤の整備、生産体制の充実、多角的展開の推進、農家と市民の共存などが示されております。これらを踏まえ、協議会として瑞穂市農業振興地域整備計画はどのような内容で計画をされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市農業振興地域整備計画においては、さきの農業振興地域整備促進協議会や岐阜県などと連携・調整を図り、農業振興を行う区域である農用地の適正な管理を進めておりますが、平成21年に農地法や農業振興地域の整備に関する法律など農地関連の各種法律が改正されたことによりまして、これまで以上の厳格な対応が必要となってきております。その中で、年々厳しさを増す農業経営については、農業振興地域整備計画の適正な運用はもとより、平成24年に国の事業として実施される予定の地域農業マスタープラン、「人・農地プラン」と言いますが、これを活用して、地域の中心となる経営体への農地集積や新規就農者への支援などを図ることを重要と考えており、それを主体に農業振興を図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 岐阜県では昭和45年の3月25日、農業振興地域整備の基本方針を出しています。最近では平成22年の12月10日に少し変更されておりますけど、その中に、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項がありますが、それによると瑞穂市は農用地の面積は520ヘクタールとなっておりますが、現在の瑞穂市の農業振興地域の面積と、それとその中での農用地の面積はどのようになっているんでしょう。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 平成22年度に岐阜県が農業振興地域整備基本方針の変更を行っておりまして、この中では農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用により、平成32年に確保すべき農用地面積の目標が県内各市町村でそれぞれに設定されておりまして、先ほ

ど言われましたように瑞穂市においては520ヘクタールが指定されております。現在の農振区域面積は瑞穂市全体としては1,014ヘクタールです。そのうち、今現在の農用地面積は507ヘクタールになっております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 農業振興地域の面積が1,014ヘクタール、その中で農用地の面積が約507ヘクタールということで、これは要は半分しかないというふうに解釈してよろしいんですか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在の農用地面積は約半分です。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） それ以外のところは、要は住宅が建っているとか、道路とか、そういうのも入るとは思うんですけど、この農業振興地域の面積の割合が1,014に対して507ヘクタールということで、県が520を指定してきておるという中で、約13ヘクタールばかりまだ足りないということで、今後こういったものに関してはどのような対応をされるんですかね。要は農用地をふやすというのかな、そういうものに関して。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 農振区域の1,014ヘクタールのうちの507ヘクタール、約半分でございますが、残りは農用地以外の農振白地という、いわゆる指定が農用地以外のものになっております。これには通常の農地も含まれておりますので、こういうところの土地利用の見直しとか、そういうことを県のほうは言っておりますが、基本的には都市計画の面からいいますと農地を保全するという形をとる必要がございますので、いろんな制度を活用して農地をふやしてほしいということで計画が県のほうで立てられておりますので、そのあたりは十分協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 瑞穂市の都市計画のマスタープラン、平成23年度分のをいただいておりますけど、これを見ますと西地域と中地域の地域整備の方針の中で、都市的土地利用の計画的なコントロールに関する方針で、本地域はほぼ全域が都市計画区域外にあり、開発行為等の制限が非常に緩やかな状況にあり、このため無秩序な開発の進行による環境悪化等を抑制する観点から地域全域での準都市計画区域の指定について検討を行うとありますが、この準都市計画区域に指定しますと、いろんな用途といったものも指定ができると、地区で必要なものを

定めることができるということを聞いておるんですけど、この準都計について今はどのような検討をされているんですかね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今言われました西・中地域は、本巢市が平成22年8月27日に本巢市都市計画区域を指定したことによりまして、東海環状自動車道インターチェンジ周辺の市町では、唯一都市計画区域外のエリアとなっております。この区域の面積は約853ヘクタールあります。この都市計画区域外の地域は、すべて都市計画区域に挟まれた区域であり、現時点では無秩序な開発はないものの、主要地方道岐阜南大野線の延伸や隣接の（仮称）大野・神戸インターチェンジの整備が進むにつれて、今後その開発傾向は高まってくるおそれがあります。

この地域での農地の保全につきましては、さきに述べましたように、農業振興地域として厳格に守られていくこととなりますが、農振農用地区域でない、いわゆる先ほど言いましたように農振白地というところについては農地法での制限が及びません、3種農地という形になりますので。こういうものについては、開発が何でもいいということになっておりますので、無秩序に開発されるおそれがございます。

一方、都市計画区域側から見ますと、同じ市の中で、地形形状、社会的環境が区域内と外で何ら変わることはない中での土地利用の格差があることは、平等性に欠けるという問題も含まれていることから、都市としての一体の整備・開発及び保全に支障が生じないように、先ほど言われましたように準都市計画の指定が必要であるというふうに指摘も受けております。それで、先ほど言いました都市計画マスタープランについても、市のほうでは準都計も検討に含めるよということにしております。

そこで平成24年度、来年度には、西・中地区におきましては、地元の区長さんを初め地域内の地権者の御意見等を聞かせていただきながら方針を決定していきたいと考えております。市としては、積極的な整備・開発を望むものではなく、一定の開発・建築行為等を規制するためのものであって、準都市計画を指定する際には特定用途制限地域を同時に指定することによって、より不適切な建築等を排除できるよう、そしてその実効性を高めることができるよう考えておりますので、あわせて指定することが適切ではないかなと考えております。準都市計画の指定は県の決定となりますが、県としても、以上のような理由から、平成25年度末を目標に指定ができないかということで協議を受けております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） この準都市計画というのをもう少し詳しく教えていただきたいんですけど。というのは、要は都市計画以外のところに準都計というのが指定されるということを開

いたんですけど、今言いました中地域・西地域においては農振区域として農業を促進しようということであるんな計画を立ててやってみえると思うんですけど、その中でこの準都計ですね、要は字のごとく都市計画に準ずるというのか、そういう意味なのか、それとも要は農業は農業をやりなさいということで、そこは農業を指定して、先ほど言われました白地とか、あとは集落内ですね、そういったところに関して用途を指定して規制をかけるという意味なのか、この辺が私もまだはっきりしないんですけど、この準都計と打つという意味合いですね、その辺がまだはっきり私もわからないんですけど、その辺はどういうふうに解釈させてもらったらいいのかわかりませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 都市計画区域外に準都計画を打つものですが、この中でいわゆる環境の悪化のおそれのあるところ、例えば危険な工場、それからいわゆる風俗、それからあと、まちづくり3法で大きな1万平米以上の商業集積地については規制がされております。こういうものの建築を抑制するというのが準都計の一つのあれですし、農用地内で環境保全というのが目的で指定をしますので、都市計画の拡大で調整区域をふやすのではなしに、簡単に言えばもう少し緩い制限をかけるということでございます。

ただ、農振白地、集落内については、建築基準法の該当になってきますので、これによって建築の制限、建てかえとか何かができないことも生じてきます。こういうことを起こさないために、準都計の中でも旧集落については外したり、それから今ございます工場適地については、用途指定はできませんので、こういうところについては特定用途という形で、また別の指定をしたり、いろんなことをして制限を緩和したりして行って、適正な土地利用を行っていくというのが準都市計画区域ということでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） ということは、今の都市計画ですね、区域内ですと、たとえ調整区域であっても、家を建てたりなんかするというのは、都市計画区域内ですので、建築確認とか、いろんなそういう規制がかかりますよね。今の都市計画区域外ということは、そういった規制がどうもないですよ、建築確認が要るとかそういったものもないし、道路接面要綱も何もなし。ただ、この準都計を打った場合には、そういう規制はかかってくるということですね、もし指定した場合。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 清水議員の言われるとおりです。通常の建築基準法の制限がかかってきますので、道路後退とかいろんな制限は当然かかってきます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） それでは次、岐阜県の農業振興整備基本方針を見ますと、農用地区域内の面積を将来的にはふやしていきたいというような方針で設定されています。具体的に見てみますと、先ほども言われました平成32年までの耕作放棄地の抑制面積及び耕作の放棄地再生面積など、平成32年の岐阜県として確保すべき農用地の区域内農地の面積については、平成21年よりも約850ヘクタールふやす目標として設定されていますが、瑞穂市の農用地に関して、農振地域と市街化調整区域も一応含めて、今後、農地をどのような保全をしていくというのか、農振地域では先ほども言われました白地の中の農地をふやしていくとか、要するに農用地内に入れていくとかということをおっしゃっていただきましたけど、今、瑞穂市でも市街化調整区域については、建築等はかなりの規制がかかりますけど、資材置き場とか、駐車場だとか、そういうものにおいては案外緩く転用ができるというのが、今、瑞穂市内でもあるんですけども、その辺も含めて今後農地を保全していくためには、どのような方針で取り組まれるのかをお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言いましたように、瑞穂市の県のほうが農用地面積として指定しているのが520ヘクタールということですし、先ほど言われました平成32年の岐阜県の農業振興地域整備基本方針の中では農用地のことを言っておりますので、さっき言われました21年と比べると、岐阜県全体では850ヘクタールということですが、瑞穂市では約13ヘクタールということになります。瑞穂市の場合は、いずれにしても区域の中をもう一度見直しとかいろいろなことございますが、瑞穂市の設定面積が増加されておりますが、市としては単に面積を数字的にふやすということではなくて、現状の農地においていかに農業経営を円滑に進めていくかが重要な問題であるかと思っておりますので、農振地域の整備としてはこういう形なるべく、先ほど言いましたように人・農地プランですね、こういうものを利用しながら農地の集積をして農業経営の拡大を図っていきたい、そういう考えを持っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） どちらにしましても、瑞穂市としての農用地は、今507ヘクタールですかね、大体農業を職業にして生計が成り立つための農地経営というのか、今はかなりの面積がないと恐らくできないと思うんですね、先ほども言いましたようにこれだけ競争も激化しておるという中で。ただその中で、今はそういった集積というんですかね、大きな農地が基本として全国的にも展開されて農業経営をされているという中で、瑞穂市は全体を見ましても狭いところですので、なかなか農用地を主として生計をなしていく、要するに農業経営をやっている

くというのは大変難しいところではないかなというふうには思っております。ただ、この農地というのは、あくまでも我々の食をやっていただくところですので、そういったものが廃るといふわけにはいきませんので、瑞穂市としても今後、農地保全、そして新しい担い手というんですかね、そういったものもつくっていかないと大変なことになるのではないかなあと思っておりますので、この農業振興地域をどのように整備していくかというのは本当に今後大きな課題になってくると思いますので、その辺の検討もきちっと取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは次、リサイクルセンターについてお尋ねをいたします。

平成23年の8月1日より粗大ごみの有料化ということで、現在は粗大ごみの排出量が少なくなっているというのが現状ですけれども、まだ1年たっていませんので、今後の様子をその辺は見たいなというふうに思っております。ただ、今回はこのリサイクルセンターについてお尋ねをいたします。

ごみ処理の基本計画の中の計画スケジュールを見ますと、分別収集区分の統一と粗大ごみの有料化とあわせて、このリサイクルセンターの検討も行っていくというふうで明記してありましたが、このリサイクルセンターについて今後のスケジュールというんですか方針はどのように検討されているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

リサイクルセンターについては、議員御指摘のとおり、ごみ処理基本計画において課題として上げられております。このことについては、平成23年6月議会における庄田議員からの質問にもお答えしましたが、中間処理施設の充実ということで、リサイクルセンターの建設を検討するとしております。

そこで、今後のスケジュールについてですが、重要なのが、清水議員も触れられましたが、現在、ごみの状況がどうなっているかという点ですが、現状として、1月末現在の粗大ごみ、特に廃プラスチック・木くずの搬入量は前年同月比の5分の1から6分の1となっております。また、平成22年度全体と比較しましても、6・7月の昨年の混雑時を入れても、廃プラスチック・木くずなどは約1割減となる見込みであります。昨年8月1日から市民の皆さんの理解を得て、粗大ごみ有料化による排出抑制がきている状況であると思われまます。この状況がいつまで続くかわかりませんが、24年度は現状のとおり処理を進めていく予定でございます。

そして、リサイクルセンターなどの施設整備につきましては、平成24年度はこれらのデータ収集・分析をし、まちづくり基本条例や議会基本条例に基づいて、平成25年度のごみ処理基本計画の見直し時に、市民各位の御意見をちょうだいしながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 当市における一般廃棄物処理基本計画、要はごみの処理基本計画の第1次目標を見ますと、目標年度が、要は21年から始まっていますので5年ごとの見直しという中で25年度が制定されている。その中で中間処理の方法では、可燃ごみを除いてリサイクルセンターを利用した処理計画、今の資源ごみとか粗大ごみ、有害ごみ、そういったものを全部含めて一たんリサイクルセンターを利用した処理方法ですね、そこからいろんな業者のほうに渡すとか、そういったものが明記されておりますけれども、そういったリサイクルセンターを中心とした計画が示されていますので、そういったものを含めて十分検討いただいて、一日も早くこのリサイクルセンターの実現をお願いしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、瑞穂市民クラブ、清水治君の質問を終わります。

続きまして、1番、みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番、みづほ会、堀武。

議長のお許しを得ましたので、次の4点について一般質問をさせていただきます。

第1に、12月議会で一般質問をしましたインターネット接続に関する当局の検討結果をお聞きし、それについての質問をさせていただきます。第2に、穂積北中の大規模改修について。第3に、各自治会の公民館に発電機の、これも前に質問させていただいているんですが、明確な答えをもらっておりません。それに関しても質問をさせていただきます。第4に、自治会長の役割について。この4点を一般質問席から質問させていただきます。

インターネットの接続についてですけど、これは朝日新聞ですけども、インターネットはこのようなことも書いてあります。インターネットはテクノロジーではなく一つの哲学、地図を求めるのではなくてコンパスを持つ。このようなことが書いてあるように奥が深いんです、すごく。だから、既にすべて進行しておるわけです、現実的に。それなのに私はこのインターネットの質問をしているのは、何も本田コミセンにだけつけようとかそういうふうでなくして、必要性を感じながら言っていること。

その答えが総務部長、インターネットについて私のほうも工事費とか維持管理費を一度調査してみました。おおむね3つぐらいの方法があるかと思っております。インターネットを利用してパソコン研修もある程度できるような感じだと工事費が120万ぐらい、維持管理費はどの方法を見ましてもプロバイダーの契約とか月額の使用料で大体毎月約1万円ぐらいだと思っております。2つ目の方法としましては、だれもがインターネットができる設備ということで、インターネットのようなコーナーをつくってパソコン1台を含んで70万円ぐらい、また公衆無

線LANで、そんなものを考えますと65万前後と、このような方法があると思いますと。

ただし私はこの中で、下に書いてあります、これも答弁の中で。市では今のところ図書館2カ所ということでインターネットの使用をやらせている。私、こんな質問はしていないんですよ。こんな答弁を求めていない。

そのいい例が、副市長、総務部長がお答えになった内容について、私らもその必然性というのは確認しておるところでございますが、そのいわゆる住民の要望の形態ですね、使われ方、そこに関してちょっと調べる必要があると思いますと。先ほど総務部長がお答えされました、住民の一般的に資するために、図書館のほうに2台設置しております、以前は市民センターのほうにもあったようでございますが、いわゆる運営上の問題があるということではなくておりますと。図書館については管理が行き届いているということで2台設置してあるという情報は得ておるわけですが、本田コミュニティセンターでどのように市民の方が利用されるかということをもう少し調べさせてほしいと。

私は、図書館で使っているようなインターネット、個人の使い方を求めているのではないんです。こんな答弁は、明らかにインターネットの設備ということに関して歪曲した答弁です。

最後に市長はこう言っています。この問題におきましては前向きに検討するように言っておりますので、御理解をいただくようよろしくお願いして答弁としますとしています。

副市長、私の答弁にないこの答弁というのは、一回前のときを振り返ってなぜこんな答弁が出たか、ちょっとお答えください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の堀議員の御質問でございますが、以前お尋ねのときは、インターネットの使えるのを本田コミュニティセンターにも環境整備してほしいというような内容でございましたですね。それで、インターネットの使える設備となってきますと、それなりのセキュリティとかそういうことも考えられますので、一例として図書館のほうには2台設置しているといった状況がありますよというふうにも例示的にお示しをさせていただいたものでございまして、本田コミュニティセンターで使われる、いわゆる目的とか使用の形態についてどうということかということについては、今後調べさせていただくというような意味でお答えをさせていただいたように記憶しております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 例としてお答えになるには、余りにも小さくし過ぎて、大きな観点から小さく歪曲したことで、こういうことで失敗しておるといふ、そういうような言い方であると私は思います。私は、総務部長、このインターネットの接続に関して検討するからということで、検討がないもんですから、ことしの2月13日ですけれども、どうなっているかということ

で問い合わせたところ、総務部長は、部長会でやらないことに決定したと。各家庭に普及しているから。そこまでして使用してもらわなくてもいい。それから同じようなことで、図書館にあると、有料で30分だと、そういうようなことを言われた。この3点を言われたことを、言いわけも何も要らないです。この3点を言ったか言わないかということをお答えください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の3点につきましては、今、2月13日と言われましたが、その日かどうかちょっと私も確かではございませんが、朝お宅のほうから一方的に電話があって言われたことであって、その結果が今のような質問だと思えますが、私はこれ等は意が少し違うかなと思ったりもしますが、このようなきついことは申しておらんとっております。それから、もっといろんなお話し合いをしたいと思っておったわけですが、一方的に切られたような気がします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 朝ではありません。2月13日の3時ごろです。これは本田コミュニティセンターから携帯でしております。一方的に切ったわけではありません。

特に私は、そこまでして使用してもらわなくてもよいという、この言葉は何を意味しているか。皆さん考えてみてください、市長も。住民の方からそのような要望があれば、それに対して誠実にこたえるべきなのに、そのような要望がある市民の方に対して使ってもらわなくてもいい。だから、部長違いますか。

あなたにもその後電話したとき、田宮事務局長は拡大解釈だと、そのような言い方をしました。どこが拡大解釈なんですか。こんなことは、違いますか。副市長はどう思いますか、そこまでして使用してもらわなくていいという。お答えください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、言ったか言わんかということじゃなくして、一つちょっとお断りをいたしたいと思えます。

まず、図書館のインターネットにつきましては、基本的には30分無料でありまして、そしてあくまでもこれは図書で調べたりなんかしたときの、調べられないことなどを補完する役割でございますので、確かにそのときにはそのような話も副市長さんのほうからあったかもわかりませんが、過去にインターネットの研修を重ねるということで、市民センターにおいていろいろ研修会をやったりとか、いろんなことの中でのお答えでございますので、あくまで図書館の正しい利用の仕方ということで御理解をいただきたいと思えます。

そして、そこまでして使用してもらわなくていいと、そんなことは私は言っていないと思っております。基本的には、本田コミュニティセンターで今インターネットを使っておられるの

は、多分私の聞いている限りではパソコンサークルの御要望であろうかと思えます。このサークルについては20人ほどのサークルで、月に4回ほど当施設の研修室を利用されておりまして、大変熱心に活動しておられるということは聞いております。ということですので、そのような意で申しておるとは思っておりませんので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私も録音しているんで、言った言わんで、言わんと言われれば、その確約はとれるんですけども、私はこの議会において確証を持ってそう答弁したと思っております。なぜかという、このような設備そのものが不必要という判断をするならば、例えばこの前、事務局長も言ったように、インターネットによる市議会の中継をした場合に、この2番目に当てはまる各家庭にパソコンがあって、インターネットの設備から受けられるという前提にやっていると。それと同時に、市役所のロビーとか公共施設のロビーに市議会の中継を受信することが当たり前になってくるでしょう。そういうようなことを総合的に踏まえれば、本田コミュニティセンターで云々だけれども、総合的に考えていけば必要になってくることでしょう。

そしてこれも、コミュニティセンター長が何を言われようともという言い方。要するに、最初から引かないことを前提にして、そのセレモニーをやっているだけでしょう。部長会でそのように決定したということで、部長の皆さんはおったわけでしょう、部長会議。これはいつやったか、高田部長、あなたもおったんでしょ。ちょっと答弁してみてください。どういう話で総務部長が言ったのか、日にちと。あなたら部長は全部聞いて賛成したんでしょ。違いますか。賛成しなきゃ、部長会議で決まったと言っているんだけど。部長会議に出た人らがどう言ったのか、責任を持っているあれでしょう。違いますか。教えてください。

部長はいい。ほかの部長が教えてください。部長が答えたら、自分の有利になるような物の言い方しかできへん。違いますか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の部長会議で云々のお話でございますが、これは一般質問が終わった後に、それぞれ質問をいただいて一問一答で答えていく内容の中で言ったことに対して、市のほうとしては責任を持つ必要があるということで検証をしております。それを部長会議でやるんですが、その中でそれぞれいただきました質問についてどのように答えて、そしてやりますといったような場合については、どういった形で進めるかということを確認し合う、そういう場でございます。その場において総務部長が、本田コミュニティセンターの今の御提案いただいておるインターネット環境の整備については、今の時点ではもう少し検討をするというような発言をしたというのでございまして、部長会議の中でそういった確認をし合ったというもの

でございます。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 副市長の言われた、継続的にやってもっと精査するじゃなくて、即やらないという結論が出たということを行っているんですよ。違いますか。市長はこのときに、前向きに検討をさせていただくと言っているのに。即答えを出しておるわけでしょう。どこに検討があるんですか。

今の現時点でなぜだめなのか、文章的に云々すれば出てくるけれども、何も出てこない。前のときでもそうでしょう。コミセンを含めてインターネットとの事務的な手続のためにおとしの11月に工事をして、去年の5月に使用開始してやっている。それは一般市民が使えるインターネットの接続でなくして、緊急時と役所との連絡事項で入れた。それだって、前もって私は一般質問でしたときに、何の答えも言わずに、言われて初めて云々で。そのときも部長は言っているんですけれども。違いますか。どこに誠意があるかということを行っているんですよ。一般質問でもそうですし、住民のことでもそうですけれども、僕はこの間ちょっと福富部長にも話したんですけれども、答えには2つあると思うんです。前もって、例えばこういうことをやっていただきたいどうかとしたときに、行政側はそれに関して誠意を持って調べて、そして、だけれどもこういう障害があって今はできないけれどもという話ならわかる。頭からやらないことを前提にした、言えば言うほどそれに対して言いわけだけしてくる。だから結論あるき、やらないことの結論あるきと。やることを前提にして調べてできない、過去にはできなかったけどできるようになった。

いい例が、親水公園の跡の東海道線の歩道でしょう。それまで建設省でずうっとできんと言っていたのが、前の調整監がいなくても、状況が変わったからできるようになった。そういうようなこと。ここのエレベーターでもそうでしょう。前向きに考えて、建築基準法とかいろいろクリアしようとしてやって、やっぱりできますと。そのような発想をするのか、頭から問題点があるからやらない。問題点があればそれをクリアして、例えばセキュリティーの問題でもそうだし、こういう問題はこういうふうにして規制をしていきましょうとか。だから、コミセンのセンター長じゃないけど、つけるかわりに、こういう形ではこういうふうで、どういうふうにするのか。カメラさえあれば会議なんて撮れるわけでしょう。一般に配信もできるわけでしょう。自分で答弁しているんですよ。パソコンやインターネットが家庭に普及しておると。

普及しておるなら、例えば外部監査で言われているでしょう。費用対効果じゃないけれど、実質経費とその差があると。やめてしまえと書かれている。違いますか。だったら努力をして、私は何も個人的なパソコン教室で云々言っているんじゃないですよ。もう少し公共的な立場で

物を考えてほしい。

だから、前の豊田副市長のときも言ったんですけれど、部長がやめられていくと新しい部長になるけど、その部長の質は大丈夫なのかと。若い人らが入られているけど、部長としての、そういう知識はあるけれども、人間性とか、その前向きな姿勢がどこにあるのか、大丈夫かと。今度も3人の部長、教育長も含めて定年を迎えられてやめられる。そのときに、人間性というんですか。僕は去年、公僕の自覚を持って、そしてサービスをやるという自覚は、そういう部長が育ってくるんですか、今の体質で。やらないことを前提に物を考えるんじゃなくして、やることを前提にしてなぜできないのか。じゃあちょっと早いなら、それをクリアしますと。どういうクリアの方法があるのかと。市長、一回だけその辺で答弁してください。

市長は、今言ったように前向きに検討すると言っているのに、何が前向きに検討したんですか。簡単に答えが出てきて、やりませんと。やらないという答えを出しているのよ。総務部長は笑ってみえるけど、自分の言ったことじゃないけど、これは言っているんですよ、自分自身で。それを言っておらんと。朝じゃなくて3時以後に携帯から電話しておる。そんなことを言うとか録音せなならんけれども、言われているのは、最低でも手帳に書けと、言われたことを。だから手帳に書いてあるんですよ。そういうことになったら、市が全部録音しておいてください。そうしたらこんな問題は起きへん。市長、答弁してください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいまインターネットの関係におきまして御質問いただいております。再度の御質問でございます。

最後に私のほうから、検討を加えますということをお願いしたということでございます。もちろん部長会議等で検討をしたようでございますけれども、私どもいろんなときに検討をしますという答弁もさせていただきませんが、検討をさせていただきまして、すべてが皆さんの御質問に対して、検討して前へ進められること進められんことも検討してあるわけでございます、その結果がそういうことでしておるようでございますが、この問題、早いところ結論を年度内に出させていただきます、それなりにお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） ですから、やれないならやれないという、なぜやれないのかしっかりした回答を出してください、総務部長。時期尚早とか、いろいろ問題点があるなら、なぜ問題点があるのか、どうしてクリアできないのか、羅列して全部提出してください。言っても、口頭で言うとかやってくれへん。

ここの120万云々の書かれている件に関しても、見積もりじゃないけど、なぜそういうふうにかかるのか、その辺のところも出してくれというのに関して、それに関しても総務部長は待

ってくれと。部長会議で結論が出るまでちょっと待ってくれと。待っていたって出てこうへん。違いますか。あなたは口頭でこれも約束しているんですよ。もう少し誠意を持って、別に総務部長が嫌いじゃないですよ。僕は大好きですけども、公共的な立場になると全然違う。やらないことを前提にしておるような答弁が多いもんですから、それに関しては、あなたがパソコンクラブのことを言ったもんですから、市長にも言ったし、「FMわっち」かな、あれでも会長が何か言っておったみたいですから、誠意のある答えを私のほうに出してください。別にあそこの代弁しているわけじゃないですけども。

だから言うように、コミュニティセンターでの外部監査じゃないけれども、使用と費用が5倍くらい違うと。廃止したほうがいいだろうと書かれています。部長はその辺のことを含めながら、少しでも使っていただいている人に対して、そのような不信感がないようにしていただきたい。

この質問は以上で、市長も約束したんですから、納得できるような書類で出てくると思っております。よろしくをお願いします。

次に、穂積北中の大規模改修についてですけども、質問させていただきます。

なぜかという、建物に関して大分ひどい状況であるというのは聞いておりますけれども、その現状について次長のほうから詳しく説明をお願いできればと、よろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積北中学校につきましては、昭和59年2月に竣工いたしております。河川敷を埋め立ててつくった学校ですから地盤が軟弱であるということで、地盤沈下によるひずみですね、それと外壁がはがれて落ちるといような状態、あるいは雨漏り等をして、全体的に老朽化しておるといことと、トイレ等にしましても以前のつくり方ですので、和式がほとんど、そして今のドライ方式じゃなしに下がタイルで水浸しになるような状態とか、そういったことを全体的に、今、老朽化しているという状態でございます。詳しい調査を現在行っておりますので、この結果が今月末に出てきます。そうしますと、もっといろんな細かな悪い箇所が出るかと思いますが、そういった箇所、結果がでましたら、またお示しをしたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） というのは、糸貫川の河川敷を埋めた場所なもんですから、恐らく堆積した上にもう一回埋め立てしてあるもんですから、軟弱地盤と同時に、安定地盤までのくいの高さはちょっとわからんですね。わかりますか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 建物を建築する前にボーリング調査を行っております。そして、支

持基盤を見つけて、くいの長さを決めるわけなんですけど、これにつきましては17メートルと19メートルのパイルを打っております。もちろんそこに支持層がありますので、くいがそこでとまるということで計算してやっている状態です。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 安定地盤までくいが打ってあって、それに対して地中ばりが恐らくやっであると思うんですけども、それと同時に床とかに関しては恐らく地盤沈下が起きている、そのひずみも出てきておるとは思います。ですから、特にこれから、今言われるように避難場所にもなっているんですね。ですから、その辺のことを考えると、地中から出たパイルの打っていないところとの整合性をよく精査して、補強するところは補強するといった、見きわめというか中へ入れて、もう少しそういう地盤をかたくするとか、いろいろなことをやっていただいて、安心して避難場所として使えるような形をぜひとっていただきたい。特に中学生が現実的に使用するものですから、体育館でもそうですけれども、安心して、さっきも言うように養老断層にすると恐らく7ぐらいは来るというふうになると。それに対処できるような形のものに、せっかく大規模改修をするんですから、次長、最後の仕事になるんですかね、そのようないい形を残しておいていただけるように、ここは一つのあかしを残しておいてください。よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 建物自体は59年ですので、建築基準法が改正されたのが56年ですので、新しい基準でつくってありますので、建物自体は地震が来ても大丈夫の設計になっております。ただ、言われるように、建物と周りですね、地盤沈下といったところを手直しのないようにはしっかりやっていきたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） ありがとうございました。

次に、各自治会に発電機、これも前に質問をして答えをもらっていないので、なぜ私これを出すかという、今言われたように、避難場所としての中学校・小学校、その他に関して発電機を置かれると。それと同時に、市民の方があそこだけで全員が避難できるのか。そのような不安的なことも現実的に言われているし、私もそう思う。そうすると、有効的に使えて耐震性が各自治会の公民館にあれば、そのような場所も有効に使わせていただくという方向性をとるべきじゃないかと私は思っております。そうすると、停電のときとか緊急用のときに、発電機を備えるようなことを僕は必要だと思って前回は指摘したんですけど、これに関しては答弁がなかったものですから、だから全額云々とまでは言わないですけど、それは全額にこしたこ

とはないですけども、地域の住民に避難とか云々とかいろいろなことをお願いするならば、行政のほうとしても最小限の配慮というのが僕は必要だろうと思っております。その一番いいのが発電機。これさえあれば、あらゆることというのは大げさですけども、対処できる重要なものだと思います。今回の3・11の大震災でも、発電機が一台もないと、向こうへ行っちゃって。それぐらいのことで発電機というのはすごく重要なものですから。緊急なところに発電があったって、それを持ってどこへ行くわけにもいきませんから、最小限でも公民館に発電機を設置するよう要望したいんですけれども、これはあくまでも言うように、最初の避難で全部避難で、そこで全部できればいいですけども、炊き出しとかいろいろなことで公民館を利用するということは非常に重要性が高い。住民の方にいろいろお願いするならば、そのようなことも必要だと思うんです。答弁ください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 御質問のほうは各自治会の公民館に発電機をということでございますけれども、前回にもそういうような御質問をいただいたわけでございます。はっきり答弁がされておらんということでございますが、実を言いますと今現在、けさほどからお聞きの方はもう御存じのかと思いますけれども、いろんな資材とか食料品等も含めて、長期的にどのように保管し、どのように管理するかということをしかりと考えた上での備蓄等を考えなければならぬと思っております。特に今回の東日本大震災等でもございましたけれども、いろんな資材等とか食料品等も、結局流通しておるものももらって支給するというところでございますし、私どもから送ったものについても、結局すべて新品で物を指定してきたように、基本的には過去のように皆さんから集めて、そしてそれを送るということでなくして、製造しておいて流通しているものを直接輸送するという格好に変わってきております。ですので、今現在私どもが持っておるのは、確かにおおむね1回分ですので、これについては1日分に切りかえたいと思っております。そして、24年度でお願いしておるのは、小・中学校の防災倉庫等を今検討しておると。これにつきましても、各市町村も今そのように進めておるわけですが、はてさてどこまでそれを準備するかと、これまた十分に検討する必要があるかと思っております。私どもの消防の分団庫については、きちんと皆さんの御理解をいただいて、かなりの道具が今入っております。発電機等につきましても、小・中学校の倉庫にも設置しようかということで今予算は組んであるわけでございますが、私どものそうした資機材、そして消防団のものも含めて、また自治会にはどの程度ということで、そうした補助メニューも考える必要があるかと思っております。

それで今言われたように、自治会の公民館、または集会所、お寺や高いビルというのは、災害時に一番最初に自治会の方が集まれる災害対策本部に値するものだと思います。災害が起こって、すぐ市の指定する避難所というんでなくして、災害が起こって地域の中で集まってい

ただくというのが、多分自治会の公民館とか集会所ということでございます。そういう点で、各自治会で今年度と来年度で自主防災組織をつくっていただきたい。そうした中で、また必要なものがどの程度出てくるのかということをよく検討をしていただきたいと思います。

というのは、もう既に議員から質問があった時点で、自治会の連絡協議会とも話をして、こんなような話があるよということで相談はしかけてあるわけでございますけれども、市の体制をどうするか、そしてそうした資機材をどのように回転していくか、特に飲食物についてはある程度サイクルをさせないかんということもありますし、いろんな協定を結ぶことでいろんなルートを使うというのも一つの手段でございます。そういう点も必要だと思っておりますし、自治会の中には、瑞穂市の中にはいろいろな自治会がございます。97の自治会がありますが、実を言いますと発電機やなんかは全部持っておるところもありましたし、いろんな器具とか何かは自分たちが持っているものを持ってこればいいやないかということで、公民館へ集めたというところも聞いております。一方で、今、堀議員がおっしゃるように、ぜひ発電機が欲しいという方もお見えだと思います。

ですので、私ども24年度には、今年度、包括外部監査で、自治会の補助金とか交付金等の見直しについてということで御指摘をいただいております。御指摘というよりは、私どもわかっておるわけでございますけれども、街路灯等については公費負担ということになりましたので、その分は自治会のほうで多少お金があることはわかっておりますし、またいろんな募金等をいただいておりますが、私どもから交付したお金でもって、それがそのまま募金で返ってきておるとい、それらも指摘があるわけでございますが、補助金・交付金の見直しの中で、そうした防災器具やなんか最低限必要なものをよく皆さんと議論をしがてら買っていくと、また補助ならするということで、よく一遍整理をしたいというのが24年度でございます。

各市町の状況を見てみますと、決して私どもがめちゃくちゃ劣っておるということではないと思っております。確かに災害の想定が次から次と高くなってきますので、そうした場合には、私が本当に最終的にお願いしたいのは、自分でまず持ってもら、3日間。これはやむを得んと思えます。必ず持っていただく。そして、災害のときに皆さん避難をしていただくということですけど、地震と水害では違います。水害はある程度時間がありますし、低いところと高いところに住んでみえる方によってまた随分違って来るだろうと思えますし、切れるところによってもまた違います。地震の場合は震度によって全然違ってきますので、家が住めなくなれば避難ということになりますが、地震の場合でもその状況によっては、家に住めないことはないということになれば、なかなか多分避難はされないという部分が出てきますので、まずもって御自分の命は自分で守るということで、まずきちんと認識をしてもらおうと。その中で必要なものはこれとこれと、市はこれだけ用意をします。そして、いろんな考え方がございますので、4月にハザードマップをお配りします。裏表、そしていろんなデータが入っておりますので、

しっかり見ていただいて、いろんな御意見をいただきたいと思います。協定先等につきましても、ここと協定しておいたほうがいいよということがあれば御意見をいただいて、私たちもまた努力をしていきたいと思います。とにかく5万2,000人の市民を安全に守ることが第一でございますので、完璧ということはありませんので、いろんな御意見をいただいて、またこの補助金についても協議をしたいと思いますから、よろしくをお願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 前向きに、なぜかという、今の行政の体制というのは、一般の市民の方に、ごみの減量化の問題でもそうですけれども、どちらかといえば市民に頼む頼むが多い、現実的には。そして、自助努力をせよと。そのとおりだと思ふんです。ただし、行政のほうでやらなきゃならないことは、最大公約数で全部やるというわけにはいかないのは当然です。だけれども、その中でこれだけはやらないかん、これはお願いせないかん、この件に関しては。住民サービスという形は、公僕という自覚のものと住民サービスということを考えていただければ、無駄な金はどこに出ているのか。無駄は実際どうなのか。じゃあ、これはこっちで使ったほうがいいじゃないか。大分努力されているのはよくわかっていますけれども、まだまだその辺のこと、大なたを振るわなきゃならないようなところがあるのも現実です。ですから、その辺のことを知れば、また予算化、お金は出てくると思います。ですから、その辺のことを含めて、部長ひとつよろしくをお願いしますよ。

さて次に、自治会長の役割ですけれども、自治会長の役割というのが、市民の方の感覚と受けられている自治会長の責務とのギャップが少しあるような気がするんです。なぜかという、市民の方には、自治会長は市のメッセンジャーボーイじゃないかと。市の言うことだけ聞いて配布をしたり、消防団の大変なことに走り回ったり、いろいろなことで役目ばかり多くて、現実的にもう少し自分の周りの方の安心・安全をしようとする、個人情報や、教えられんと。そのような形で、もう少し、あいまいになっておるとは言いませんけれども、自治会長の役目が、今、総務部長が言われるように、防災しかり、ごみの減量しかり、そのような形で責務だけ多くなってきていると思います。いろいろせよとか、あれせよとか、これせよとか。ならばもう少し自治会長という立場の行政側としては位置づけをして、動きやすい、そして本当に今サポートをして、地域の方、住民の方に対して動けるような体制というのを行政側でサポートしながら、自治会長に物事を押しつけるんでなくして、自治会長が動きやすいような、ある程度自治会長の方が行政に関していろいろ交通的なことや防災的なことのお願いというのは聞いていただいて、私もそのような話は聞いておりますけれども、特に個人情報によって、独居老人とかいろいろな障害がある方とか、いろいろな方に関して手を差し伸べようとしてもなかなかできないと。常日ごろから個人情報にひっかかってしまう。だから、例えば横のつながりも、部

長も恐らく言っておるんでしょうけど、民生委員の方とどのような形がとれるのか。両方ともそうだと思うんですよ。民生委員の方だって個人情報で言えへん。デイサービス云々だとか、保健師の方とか、みんな個人情報でひっかかってしまって、だから縦割り是可以するんだけど、横のつながりができない。この間テレビで、マンションで亡くなられた方で自治会長は大変だと涙を流しておられたんですけど。そのように、いざとなると責任的なことはテレビで出されるように、マスコミの前にさらされなきゃならんですけども、じゃあ現実的にどうだったと。その体制はどうだったと。そのようなことで、もう少し自治会長という立場の方の位置づけというのを行政側でしっかりしていただいて、市民の方、自治会の方に、自治会長の役目と、それから今後はどうしたらいいのか、どういうあれしたらいいのか、小雑誌でも何でもいいですけどわかりやすく、自治会の中での説明でなくして、そういうことが一般市民の方にわかるような、特にこれから防災も含めて、高齢化も含めて、すべてに関して、もう少し位置づけというのをしていただきたいと思いますが、その辺はどう思いますか。答弁ください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 自治会長さんの役目ということでございますが、昨年のごみの有料化、そして今回は災害ということでございまして、市から次から次をお願いをしておるといふ感じでとられておる方も見えますけれども、多分、堀議員のおっしゃっておられる本田団地などは、決してそんなことはないと思っております。基本的には私どもからお願いしていることは、お願いをするというか、一人一人の皆さんがまちづくりをしていくんだと。その中で自治会長さんは地域をうまくまとめていってもらうんだと。そして、市とのパイプ役であり、決して私どもがお願いをするという格好で物事を進めておることは私はないと思っております。

ただ、この瑞穂市においては、97の自治会を見ていると、今回も総会が幾つかあって、役員だけで総会をやってみえるところ、ほとんど集まられないところ、全員集まってみえるところ、それから話し合いがほとんどされないところ、いろんなところがあります。もう少しいろんなことを議論したり話し合ったり、そうした場をどの自治会もどんどんつくっていただいて、私どもからお願いするというのは、市役所がお願いしたらやるということじゃなくて、自分たちのまちは自分たちで手づくりするんだよという気持ちを持っていただければ、その手助けをさせていただくというのが我々だと思っておりますので、今まで以上に情報はどんどんどんどん流したいと思っております。また、そうした情報の中で、どんどんそれぞれの地域に合ったまちづくりを進めていただきたいと思っております。

ですので、実を言いますと、昨年8月に防災の研修をしました。12月には自治会長さんあたりに自主防災組織を立ち上げてくださいよということで、ほとんどの自治会長さんは「よしわかった」という意気込みで行かれたんですけども、総会が終わった途端に、ちょっとまずかった、できんわという自治会も幾つか聞いていますけど、今度設立総会をやるわというところ

も出てきました。とにかく、自分たちのことは自分たちでやるということをまずもって、そういう思いを少しでも持っていただけたら、決して役所と対立するものではないと思っております。

ですので、各自治会においては、自治会の中でいろんな話し合いができる場をつくっていただきたいと思っておりますし、そして校区ですね。今まで瑞穂市の場合は校区でいろんな話し合いをするということはほとんどなされておられません。運動会なども生涯学習課のほうが中心になって、それぞれお世話をしておるといって格好で、すべての事業が、行政がよく縦割りと言われてますけど、地域も縦割りになっておるような気がします。地域の中で、いろんな各種団体の役員さん、自治会長、班長さんが集まって話し合う場、そうした場を設けてみえる自治会もありますが、意外と全然集まらないよという自治会が非常に多いということも、数までは確認はしておりませんが、そういう自治会もございます。話題があるなしにかかわらず、月に1回ぐらいは、自治会長さん、班長さん、各種団体の役員さん等が集まって、私はこういうことを聞いたよと、こういうことを聞いたが、おまえらはどう思っておるといったような話し合いがぜひできるような体制をまずつくってもらいたいと思っております。

そうしたきっかけをもって、私ども防災をキーポイントにするわけじゃございませんけれども、23年度、24年度で必ず自主防災組織はつくっていただきたいと思っております。震度6とか7の災害が起こったときには、市役所や消防署では何ともできませんので、地域の中で皆さんが助け合っていただくということで、1人1役を決めていただいてお互いに助け合う気持ちを持っていただければ、防災訓練一つも、どういうふうにしたらいいか、資材もどうしたらいいかということもわかってくる、わかっておられるだろうと思っておりますし、今度、体育館で集まって避難所をどうやって運営するんやということも、一回運営の研修会をしたいと思っておりますけれども、私どもから提供することが、市役所が言ってきたからやるんやということじゃなくして、皆さんの税金ですので、皆さんの税金をいかにうまく活用するか、子供たちのために、孫のためにということを考えて、今私たちは何をやらなくちゃならんかということをお互いに考えて事業を進めていきたいと思っております。

私、自治会長さんは全力を尽くして応援をしたいと思っております。自治会長さん一人が孤独になってみえる自治会が幾つかありますので、ぜひそういうことのないようにということで、本田団地さんは、1、2、3、4、5で、今、連合会組織をつくってみえますけれども、非常に高齢化してみえて、何とかせないかんということで立ち上がってみえた自治会だと思っておりますので、これからどんどんどんどん高齢化が進んでまいります。自分だけの自治会では何もできないこともたくさん出てこようかと思っておりますけれども、自治会をベースにし、また校区のまとまりもうまくつくっていただいて、みんなで思いやりのある優しいまちにしていきたいと思っております。何とか一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今、部長は本田団地のことを言われましたけれど、これは本田団地の自治会長から言われたことではないわけです。ほかの自治会長から、どんなものやと。自治会長としての働きをするんだけれども、ともするとさっき言われたように浮いちゃうと。市のメッセージボーイじゃないかぐらいに思われてしまうと。だから、そうでないんだという一つの悩みを持っているのも事実なんです。

ですから、大局的な防災とか云々に関しては総務部長の言われたとおりだと思うんです。ただ、今言ったように、それをセクトの小さい場面に置くと、組長さんも含めて、近くの高齢者の方、病気の方、いろんな方のケアがどういうふうにできるかと、その辺のことが物すごく重要なことになってくると思うんです。自助努力で歩いて避難できる人はいいですけれども、そうでない方のフォローはどうせないかと。そうすると、隣におたって、今の個人情報じゃないですけども、入院しているのか入院していないのかもわからない。どこにおられるのかわからないと。それは民生委員の方はある程度わかっているのか、また福祉課の方はわかっているかわからんですけど、自治会長、組長さんにはその辺のことがわからないと。

だから、今言うように、縦割りというのはそういう意味の縦割りで、行政の縦割りじゃなくして、そういうネットワークのとれるような指導というんですか、福祉部長はきょういないんですけれども、その辺のことを広域的に考えて、何ができるのか。どのような集まりができるのか。どういう指導ができるのか。もう一回、行政側としては何をしたらいいのか。広域的なことはそのとおりだと思います、防災に関しては。ただ、一般的な生活の中での、高齢化、病人、私自身も精神衛生ボランティアをやって、今言うようにその面の問題点、みずから自殺の問題、認知症の問題、統合失調症の問題、それから今言うように環境に対する適応ができない子供の問題、いろいろな問題が全部地域とともに発生しておる、学校だけではないと思うんです。だから、そういうようなことを、学校も含めて、地域を含めて、行政を含めて、どのような形が一番いいのかということを、行政に頼むというんじゃなくして、一体になってやるということを考えていただければ、自治会長の役割というのは物すごく重要なことになってくると思うんです。自治会長、組長さん、そして民生委員さん、福祉関係の方、ですからそういうようなネットワークをこれから考えていただいて、大きな形でない小さな形の助け合いというのを、どのようなことができるかということ、一回行政のほうも、これは各自治会でも同じことですが、そういうようなテーブルをつくっていただいて、前向きにぜひ検討していただければと思います。

そのようなことで私も、さっき議員の方が言われたように、この3月で一般質問ができるのも最後のものですから、自分の思いを言って、ぜひ行政にいい形でやっていただきたい、そし

て行政の方々にエールを送って、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、みずほ会、堀武君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

午後3時15分から再開いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時16分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

4番、新生クラブ、庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日は、新生クラブ会派代表質問をさせていただきます。

質問は、平成23年度新生クラブ当初予算及び施策要望書について、瑞穂市の安全・安心について、公金の運用と管理について、需用費の消耗品費の取り扱いについて、教育委員会の24年度施策についての5点です。

以降は質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

平成22年12月14日に、平成23年度新生クラブ当初予算及び施策要望書を、堀市長、前小川議長へ提出させていただきました。内容は、自由民主党新生クラブ9名は、安全・安心のできるまちづくりの実現を目指し、また市民の要望を反映させるため、平成23年度の行政運営に対し、要望書を提出させていただきます。

1．排水機の早期整備。現在、整備が進んでいることは確認できております。しかし、都市化が進んだ瑞穂市において田畑が少なくなり、水のとまり場がなくなってきている。50年以上前の排水量の状態でよいのか。また、ゲリラ豪雨のような雨量に対し、排水能力は大丈夫なのか。想定外とならないよう、安全・安心となりますよう要望いたします。

2．瑞穂市のイベント連携の見直しについて。

3．牛牧墓地西側の南北道路の整備。

4．本田団地内下水道の早期整備。

5．穂積地区の生活道路。

6．穂積コミュニティセンター早期着工。

7．インフルエンザ菌b型、肺炎球菌、子宮頸がんに対する疾病対策の推進。

8. 障害者自立支援施設（豊住園・すみれの家）新体制移行に伴う支援。

以上が要望内容ですが、23年度にどのような対応であったのか、また進捗状況と今後についてお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、庄田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成23年度予算編成に当たりまして、新生クラブより8項目にわたる要望書をいただいておりますが、その要望についてどのような対応をしたか、また進捗状況はという御趣旨の御質問でございます。

8項目にわたります要望については、市としましても行政課題として何らかの対応をしなくてはならないテーマとして受けとめております。個々の細かな説明は担当部長より説明させますが、市として概略的見解と進捗状況について私から答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、1点目の排水機の早期整備は、平成23年度には花塚排水機場を、そして平成24年度には別府排水機場をと鋭意計画的に進めていることは議員も御存じのことと思いますが、先ほど来御指摘がございましたように、排水機が設置された当時とは比較にならないほど、この瑞穂市も宅地化が進んでおります。そういった時点で、排水能力の検証は必要だと思っております。また、ゲリラ豪雨等、従来考えられなかったような自然災害を想定しますと、十分であるかどうか、万全とは言いがたい部分もあるという認識は持っております。しかし一方で、御承知のように、犀川堤外地改修に伴う統合排水機場の整備など改善されている面もございますので、市では現在考えているところは、老朽化して50年たったポンプについて、その能力をアップするわけではございませんが、修繕もかなわないような状況でございますので、その機能を更新するというを考えておるわけでございます。いずれにしましても、治水事業そのものは息の長い事業でございますので、今後も総合的な観点から、流域排水量の算出と能力計算を行うなど継続して行って、事業の進捗を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

2点目のイベント連携の見直しでございますが、市が主体的に開催するものと、地域コミュニティの活性化を支援する形で開催されている地域のイベントがございます。いずれも市民参加・参画を促す意味において有益であると考えておりました、加えて昨今言われています地域のきずな、連帯意識を醸成するには欠かせないものだというふうに考えておるところでございます。そうしたイベントに職員が先駆的な立場ということで関与していくということは当然求められることございまして、市民もそうでございますが、職員も市民という概念でとらえれば、参加・参画ということで積極的に関与させるという方向で市でも考えておるところでございます。ただし反面、イベントに対して、包括外部監査の中にも御指摘がありましたように、

漫然とやることについては検証が必要だという御指摘もありましたので、そういった面も職員には求められるということで、ある面複雑な思いもしております。

3点目の牛牧墓地西側の南北道路の整備についてでございますが、現状はまだ着手はいたしておりません。御承知のように、旧穂積町は縦道、いわゆる南北道路が非常に整備が不十分であるということで、この地域も東西の道路に比べまして南北道路が少ないのが課題でございます。将来的には整備が必要な道路との認識はっております。

4点目の本田団地内下水道の早期整備でございますが、市全体の公共下水道事業と連動させて考える課題との認識をもちまして、まだ将来性とかタイムスケジュールをお示しできるような状況には至っておりません。そういったことから、今後、そういった方面に進めてまいりたいと思っております。

5点目の穂積地区の生活道路の整備については、道路整備計画に沿いまして、幹線道路と生活道路と位置づけしまして順次整備を進めているところでございますが、特にことし、23年度から24年度に国体が開催されることを踏まえて、既に22年度あたりから会場周辺の道路改良等を重点的に進めてきまして、平成23年度においても実施しております。

それから、6点目の穂積コミュニティセンターの早期着工でございますが、以前この問題が検討された時点から年数を経まして、経済情勢が著しく変化をしております。現状では、市の財政的にも難しい面があります。また、住民の意識やコミュニティーのあり方も踏まえて、昨年の東日本大震災を経まして、意識が変化しつつあります。ですから、そういったことで改めてこの施設についての必要性や規模等も、民意を含めて検証する必要性を感じておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

7点目のインフルエンザ菌b型、それから肺炎球菌、子宮頸がんに対する疾病対策の推進についてでございますが、平成22年度の国の助成事業ということから平成23年3月から実施が始まったわけでございますが、開始直後からワクチンの供給量が不足、あるいは小児用肺炎球菌を含むワクチン同時接種による死亡例が全国の中で報道されることなどハプニングがございました経緯もありますが、平成23年度の国の助成再開が決まりまして、当市では接種者もふえまして一定の成果を上げておるとい認識をしております。

最後の8点目でございますが、障害者自立支援施設（豊住園とすみれの家）の新体制移行に伴う支援についてでございますが、御承知のように平成23年度より、この両施設は瑞穂市社会福祉協議会が直接運営をする形になりました。従来は社協へ市が委託をするということでございましたんですが、直営ということで、社協の職員の取り組みのあり方も大分変わってきたなという認識をもちしております。私自身も社協の理事として社協の運営に関与しておるわけですが、従来より職員のモチベーションが上がっていると。そういったことから、今後、その運営の仕方も期待できるというふう感じておるところでございますが、市としては必要

に応じて物心両面において支援を行っておるところでございます。ちなみに、平成24年度からは利用者の送迎制度を導入する、あるいは各施設の運営委員会や家族会とも連携をとった運営状況がさらに活発化しておるといような報告もいただいておりますので、いい方向に向かっているという認識をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、概略的なお話でございますが、個別にありましたら担当部長よりお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 排水機の件に関しては、想定外とならないような安全・安心、きちっとした総合的な計算をしていただきたい。内外水路の総合的な計算等、また安全・安心をお願ひしていきたいと思っております。

また、牛牧の南北道路についても少ないという認識はいただきましたので、今後また順次検討をお願ひしたいと思ひます。

また、生活道についても国体があるということで、かなり早急な工事になるかと思ひますが、どうか生活の中、またきちっとした都市基盤も整備していただきたいと思ひます。

また、8番の社協の取り組みについても、24年から送迎が始まったということですので、障害者自立支援施設の充実もさらに図っていただきたい。また、詳細について担当部長のほうからと言われましたが、本日は代表質問ということで大きく枠をとらせていただいておりますので、また今後しっかりとこのことについては質問をさせていただきますと思ひます。

次の質問に移ります。

瑞穂市の安全・安心について。

先ほども排水機のことについて質問をさせていただいたのも安全・安心でございますが、さらに少し目線を変えまして、市民がより安全であり安心のおけるまちづくりをつくり出すためには、どのように進めていくのか。

1. 犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりについて。
2. 地域の防犯対策の強化や、子供や高齢者などの安全を考えた環境整備について。

後期基本計画書、前回もらいましたが、この平成24年から平成27年度までの基本計画の中でも触れております。「犯罪については、全国的に低年齢化、凶悪化の傾向にあり、振り込め詐欺のように多様化しております。このような犯罪を防止するためには、警察の抑止力だけでなく、行政や地域社会全体での取り組みが必要とされます。犯罪の発生しにくい環境をつくることを進める」と15ページにありますが、しかし警察の抑止力も大切であると、そのように感じます。

また、質問2も含め、子供や高齢者などの安全を考えた家庭や学校、地域社会からの防犯に

対する要望や、瑞穂市の安全を考えた環境について対策や、今後についてどのように進めるのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市の安全・安心ということで、防犯等を含めた対策ということでございますが、まずもって平成23年の4月1日は岐阜県暴力団排除条例が施行されております。市においても、暴力団の排除に関する設置要綱を策定しております。また、この4月1日からは、瑞穂市暴力団の排除に関する条例が施行するということで、皆さんの御理解をいただいております。先般も1件この対応をしております。

また、9月の議会では防犯カメラの設置の条例をお願いしました。2月20日から穂積駅前にて10台のカメラが私たちを見守っていただいております。これにつきましても、既に2件警察のほうに協力をしております。

そして、防犯につきましては、本当に多くの皆さんに見守っていただいております。青色回転灯防犯パトロール車、朝日大学のボランティアさん「めぐる」ですね、週に1回、回っていただいております。また、岐阜県の安全・安心ボランティアさんに登録してみえる団体とかPTAの活動、本当に皆さんにお世話になっております。地域安全指導員の方、そして交通安全協会の方、高齢者の見守りを中心をお願いしている民生児童委員の皆さん、こども110番の家を設置していただいている皆さんと、本当に多くの方がいろんな場で自主的に参加をいただいているような気がいたします。

どちらにしましても、市民の皆さんのあいさつ運動とか声かけ運動、地域で見守るとというのが一番大切でございますので、こうしたことについては引き続きお願いをすると同時に、私たちもいろんな情報を皆さんに提供していきたいと思っております。そして、各種会議等におきましても、そうした情報を流すことによって、具体的に犯罪のないようにということで、みんなの目で抑止をするという体制を整えていきたいと思っております。

また、緊急時であれば防災無線等も適宜使っていきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 防犯体制の充実、また後期基本計画の中にも入った言葉ですが、「防犯体制の充実と青少年の非行防止に向けた地域ぐるみの防犯体制の整備を確実に進めていきたい」とありますが、これはどのような形で確実に進めていくのか、さらにお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まずもって皆様方にいろんな防犯に関する情報をもう少しお出ししたいと思います。そうした情報を出すことによって、何が必要ということを皆さんがお一人一

人認識をしていただけるように広報活動をまず実施すると。それによってどういう体制をとらなくちゃならないか、本当に必要な体制があるかないかということも含めて検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 各種団体とのしっかりとした話し合いと、自主的にやられている方は本当に求めております。求めて地域の安全活動を心がけている現状でございます。学校の登下校のことについても、地域の方に御協力をいただいている。要望に関しては、さらにきちっと耳を傾けていただきたい、そんなふうに思います。

また、暴力団排除条例の施行、防犯カメラの設置について、あることについてそれが抑止力になるのではないかなと考えますので、どうかまた確実な体制整備をお願いしたいと思っております。質問を変えます。

公金の運用と管理について。

瑞穂市の公金保全、運用管理について、どのようになっているのか。地方自治体の公金運用は、地方自治法施行令第168条の6に関係がありますが、安全かつ有利が基本である。安全なだけ、有利なだけでは適切ではない。つまり、安全性が確保されるかどうか情報を収集し、しっかりと検討した上で、その中から一番有利な公金の運用先を選定するという作業が必要となる。公金運用を実施する前に、これら一連の注意深い検証を行うことが公金管理者としての責務であり、一般に善管注意義務として、職務上細心の注意を払う義務と呼ばれている。

1 つ、公金の運用と管理についてどのように行っているのか。

2 つ、今回の議案でもありましたが、指定金融機関と市の公金収納及び支払いの業務を扱わせる金融機関業務について。そこで、金融機関と瑞穂市との業務取り扱いについてどのようになっているのか。取扱方法がフロッピーディスクであると聞くが、この情報化社会にあってこの状況でよろしいのでしょうか。今後どのようにするのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 馬淵会計管理者。

会計管理者（馬淵哲男君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の公金の運用と管理についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、歳計現金、歳計外現金、基金に属する現金は、地方自治法施行令第168条の6の規定により、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされています。この場合の保管方法とは、いつでも現金化され、かつ元本が保証され、そして利子の有利な方法で保管することであることは、昨年9月議会の一般質問での答弁の中でも触れさせていただいております。

そこで、現在の市の公金の運用、保管の状況でございますが、瑞穂市公金管理運用方針並び

に瑞穂市公金運用管理基準に規定されております安全な金融機関の選択として、自己資本比率、不良債権比率、長期債務格付、株価、預金量の動向等を把握し、健全性・収益性・流動性の観点から金融機関や金融商品の選択を行っております。また、預金債権と借入金の相殺や預託金融機関の分散等公金の保護策をとるなど、適正な公金の運用を行っております。平成24年1月末の基金合計残高は約95億600万円で、これにつきましては定期預金と国債で運用、平成23年度中の予定運用利回りは0.123%を見込んでおります。

次に、2点目の金融機関と瑞穂市との業務取り扱いについてはどのようになっているかとの御質問ですが、地方自治法施行令第168条の規定により、指定金融機関に市の公金の収納及び支払いの事務を、また公金の収納の事務を指定代理金融機関及び収納代理金融機関に取り扱わせることができるとされています。したがって、金融機関は公金の指定口座への振り込みによる支払い事務、市税、使用料、手数料等の収納金の収納事務の取り扱いを行っており、市の収入、支払いサービス業務の一端を担っていると言えます。

そこで、情報化社会における業務の取り扱いの方法にあって、現在、口座振り込みによる支払いや指定金融機関において取りまとめた収納金のデータはフロッピーディスクによって行っております。御指摘のように、情報化時代において比較的物理的なフロッピーディスクを用いたデータ送信を行っている点については否めないところであります。県内21市では、少数の市で支払い等一部業務において、電話回線やインターネット等によるデータ送信の導入を開始してきている状況ですが、多くの市ではまだフロッピーディスクを用いたデータ送信を行っているのが現状であります。しかし近年、この媒体であるフロッピーディスク自体の製造が停止となっていることなどから、年々入手が困難となっている状況であります。したがって、近い将来的には、それにかわる専用回線やインターネット等を利用したデータ送信の導入を、情報漏えい等セキュリティー強化を図り、指定金融機関との調整を踏まえて検討しなければならないと考えております。まず、口座振り込みによる支払いについて、平成24年度中に導入に向けて作業を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 馬淵会計管理者の最後の答弁で、このフロッピーディスク、先ほどから使わせていただく後期基本計画の中にも、「情報システムを有効に活用することも重要ですが、本市では市内LANシステムを再構築し、事務処理の効率化に取り組んでいる」というように書いてあるが、その部分もなかなかおくられている現状があると。フロッピーディスクは最近はお店では見たこともないような媒体である状況にあって、本当によいのかということですが、24年度には導入をするということですが、また伊藤部長にもお伺いしますが、企画財政課の業務もかかわっておりますが、本当に進めていただけるのか、もう一度確認をさせていただきま

す。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 情報等の管理につきましては、管財情報課のほうで進めております。新しいシステムにも総合行政ということで切りかえておりますし、当然情報環境、またある一方でセキュリティーも非常に大切ですけれども、そうした点も踏まえてできるだけ進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 情報化社会であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほども言われましたが、セキュリティーも大切であることは十分わかっておりますので、しっかりとしたセキュリティーの取り組みと構築をお願ひしたいと思ひます。

質問が変わりまして、また会計のことになりますが、需用費の消耗品費の取り扱いについてということで、監査委員の報告が、平成23年12月12日定期監査結果報告については、需用費での購入価格が2万円以下は消耗品であるのか備品であるのかを指摘しております。

そこで、質問は需用費に絞って質問をさせていただきますが、平成22年、平成23年の需用費は幾らであり、消耗品費は幾らなのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 平成22年度の需用費は5億7,700万円です。そのうち消耗品費は1億3,300万円です。平成23年度の1月末で需用費は4億2,800万円、そのうち消耗品費は9,300万円ということでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 消耗品費が1億3,000万円、22年度。23年度は少しけたが下がりまして9,300万円という報告でございましたが、監査報告で指摘されている瑞穂市会計規則第77条第2項第1号の購入物品が小額であることから、消耗品なのか備品であるのかが各部署により判断が違ふことは適切ではないと考える。随意契約による小額の契約が意図的であったり、見積書を数者からとらなければならない条例があるが、その業務を怠ったのではないかと考えられる。これは今回指摘されたデジタルカメラだけの問題ではなく、各部署にも同じようなことがなされてはいないだろうか。22年度の消耗品費1億3,000万円、23年度9,300万円と答弁されましたが、高額な消耗品費について一つ一つ検査するのは難しいかもしれませんが、需用費、消耗品費に至っても、小額な物品であっても購入契約はどのようになっているのか。また、瑞穂市の契約規則の今後の基準をどのように管理していくのか、お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 監査委員さんのほうから指摘のあった物件は、デジタルカメラで1万9,800円ということだと思います。それで、今現在の会計規則上からいいますと、先ほど2万円以下ということをおっしゃいましたが、実を言いますと売買契約の予定価格が2万円以下の物品及び破損しやすい物品を消耗品としますということで、予定価格ということが入っておりますので、購入価格とはちょっと違うよというのがまず1点ございます。

そして、今言ったような御指摘があって、各課全部どうかということがありますけれども、そうしたことがあってはいけませんので、私どもは早速、備品管理マニュアルを作成いたしました。他市町とかいろんなところの数字等も踏まえまして、備品から見た基準としましては、金額を、ちょっと2万円というのなかなか大変ですので、3万円以上とし、期間を3年以上その形状または性質を変更することなく使用できるものを備品とします。3万円未満の備品につきましても、机とか、いすとか、キャビネットとか、長くもつものについては特定備品ということで表をつくっております。そうしたものの一覧表をつくってシステムにのせるということで24年度から進めたいと考えておりますので、そうしたことによって今みたいなような、もしかして判断が違うようなことはないだろうと、こういうことを徹底したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

またさらには、契約等の関係になりますけれども、今現在でも、物品に限らずですけれども、基本的には50万円以下、工事等については130万円以下については随意契約等ができるということになっておりますけれども、そして見積もりについても2者以上ということになっておりますが、原則3者ということで指示をしております。この物品管理マニュアル並びに会計規則その他についても含めて、きちんとまた周知をさせていただいて、きちんと指摘のされないように進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 今言われた77条に関してですが、2万円以下の物品及び破損しやすい物品、資料として価値が高いものなどというふうで消耗品と分類することがということが書いてありますが、2万円以下、購入価格がと言われましたが、そのときに業者との癒着があり、1万9,800円にしておいてくれよということが行われたのではないかと、本来なら2万3,000円だったかもしれないということですよ。それが業者と職員との関係によって、1万9,800円という価格を生み出したのではないかと疑念もあるのではないかと私を感じておるんです。

なので、そこで今言われたように、言葉だけで2万円以下だからそれでよかったんだよということではなく、そこには疑念がある1万9,800円の価格を生んだのではないかと、それが2万円以下の物品というふうには業者に頼んだということではなかろうか。それがもしかすると今後

3万円になったとしたら、その3万円が、2万9,800円にしておいてくれよ、そうすると備品だよ、消耗品だよというようなことが安易に行われぬような明確な基準をつくっていただきたい。また、明確過ぎるがゆえに、業者もその契約に関して非常に手間がかかっているということも聞いております。明確過ぎるがゆえに、業務が停滞したり、時間がかかったりというようなことも懸念がされますので、しっかりとそのことも注意をしながらつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 物を購入するときには、きちんと仕様書をつくり、そして3者以上の見積もりをいただくということで進めていきますので、事務が多少煩雑になろうが、今言われたような疑念が生じてもいかんですし、変な圧力がかかってはいけませんので、小額については各課長が、もう少し額が大きいものは部長、額によっては副市長、市長となっておりますけれども、しっかりと予定価格をつくりまして、見積もりもきちんととって、それに基づいて一番安価でいいものということで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 監査報告書の部分の中でいきますと、各部署での備品についての分類する部分、消耗品とする部分、区別をしっかりと今後もきちっと全庁的に見直していただき、明確な統一基準を、またしっかりと管理をお願い申し上げます。

質問を変えさせていただきます。

教育委員会の24年度施策について。

誕生から巣立ちまでの幼稚園・保育所のスムーズな接続ができるよう教育部局に移管した保育所ですが、24年度も始まるうとしております。

1つ、幼児支援課がどのように進んでいるのか、接続はどのようになっているのか。

2．巣立ちについてはどのような支援体制を持っているのか。

3．新年度の重点施策についてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 平成23年の4月に教育委員会に幼児支援課を新設していただきまして、誕生から巣立ちまでの教育委員会内の体制を整えることができました。そこで中身のこともなんですが、幼稚園・保育所と小学校の連携を円滑に進めること、そして幼児教育の充実を図るために瑞穂市では、学識経験者、地域代表、校長、園長等を委員とした幼児教育のあり方検討委員会を年2回開いて意見をいただいて目指す方向を確認してまいりました。この検討委員会の指摘を受けて、代表小学校長、代表保育所長、教務主任、主任保育士らから構成する瑞穂市の幼保小連携推進会議を年間に9回開催し、各小学校区の連携の進捗状況の交流や実践の積み上

げを行ってまいりました。さらに、各小学校区ごとにですが、幼保小連携協議会を置き、学期に1回の会議を持ちました。小学校長、保育所長たちが会長・副会長となって、各小学校区での滑らかな接続のために、顔の見える関係の中で連携を進めてまいりました。体制的にはそのような形で進んでおります。

この取り組みを進める中で、幼児、児童、教員、保育士、保護者の認識に変化が見られるようになりまして、これまで小学校の教員とか保育士にとっては、お互いに交流をするというのは年度末の子供の情報を交流するという1回だけだったんですが、この取り組みを始めまして、それぞれの保育内容や教育内容について学び合うという姿を今生み出しております。保育参観、授業参観、保育体験などさまざまな交流を重ねる中で、保育や教育の内容について理解を深めると同時に、お互いのよさを学び合い、自校や自園の指導方法を振り返ったりするよい機会とすることができました。

この23年度の成果の一つとして、保護者が子供の入学に際して抱く不安等にこたえ支援していくためのリーフレットを、この見ているものですが、「ホップ・ステップ・ジャンプ」いうことで、瑞穂市幼保小連携推進会議、瑞穂市教育委員会の連名で、新しく新1年に入学する子供たちの説明会の折に、子育てハンドブックとともに、また保育所等についても事前にこのリーフレットをお配りして配布をしました。保護者からは、「幼稚園と小学校がつながっていることがわかって安心をしました」「保育所でやってきたことが小学校で生かせることがわかってよかったです」「瑞穂市として支えていこうとしていることが伝わってきました」など喜びの声が届いております。

また、幼児期終わりの「ひかりっ子卒えんプログラム」、それから小学校1年スタート時の「かがやきっ子入学プログラム」を作成しました。幼稚園・保育所と小学校がお互いに段差を少なくすることを意識した共通した指導を行う、それから段階的に行う、そういった取り組みを始めています。まだ冊子にでき上がっておりませんが、現在、この3月末にはでき上がって、議員の皆様にもお配りできるものがあります。

卒園を目前に控えた幼稚園・保育所の5歳児は、ただいま「ひかりっ子卒えんプログラム」ということで取り組んでおります。また、小学校1年の準備は、子供たちを迎えるために「かがやきっ子入学プログラム」を今準備して待っているという状況でございます。

以上が、1点目の誕生から巣立ちまでの幼児支援課がどのように成果を上げてきているか、また接続についてどのようなものであるかというを報告いたしました。

2点目の巣立ちについてはどのような支援体制を考えているかということでございますが、誕生から巣立ちまでの子育て支援をするという瑞穂市の理念に基づいた施策ということです。これまで中学校卒業後の支援について、瑞穂市では特に定めていませんでした。今回の予算では主要事業の一つとして、みずほ桜入学祝い金制度を上程しております。就学困難者に対して、

高等学校等就学奨励一時金を支給したいと考えています。

リーマンショック以降、景気の悪化により、成績優秀にもかかわらず進学をあきらめる生徒がないようにしなければならぬと考えて、このみずほ桜入学祝い金制度では、各中学校長から推薦された者を対象に、入学時に祝い金を補助しようと考えています。現段階では、1人当たり5万円を予算の範囲内で12人程度支給できる予算を確保したいと考えています。返済の義務はなしとしたいと思っております。

現在、高校授業料の無償化実施により、必要経費も変わってきております。特に入学時に予算が要するというので、入学時の祝い金ということがございます。今後、他市町の動向も踏まえながら、対象基準とか祝い金の金額の積み上げ等を検討して、24年度末の支給に向けて作業を進めたいと考えています。

大きく3点目の教育委員会の24年度の施策ということですが、誕生から巣立ちまでの施策といたしまして、大きく3つの改善点を考えています。

1つは、地域子育て支援拠点事業の充実を新年度も引き続き充実させていきたいと思っております。これまで公立の保育所では、この子育て支援センターとして別府保育所、南保育・教育センターで開設をしておりましたが、新年度は6月をめどに牛牧第2保育所で開設できるよう準備を進めています。

大きく2点目に、子育て相談体制の充実・強化です。現在、子育て相談員として保育所長OBの方を嘱託として委嘱しておりますが、保育所においても支援を要する園児数が確実に増加している中、現相談員は保育者の視点で子供の育ちを見続けていただいております。新年度はさらに保健師としての視点で子供の育ちを見ていただける人材を確保したいと考えております。

3点目に、放課後児童健全育成事業のより円滑な運営を目指すということです。このことについては、平成21年度から公設公営ということで放課後児童クラブを運営して3年経過いたしました。かつての民営化の時代を御存じの保護者が大変少なくなってきております。当時の保護者とはクラブに対する認識や思いも変化し、また福祉部から教育委員会へ事務移管されてクラブと小学校の結びつきが強くなったという声も聞きますが、そうでないという、まだまだ不十分だという指摘もいただいております。より一層強化をしたいと考えて、放課後児童健全育成事業に関して必要な事務を行う社会教育指導員を配置して、その連携を密にしていきたいと考えております。

今、誕生から巣立ちまでということで幼児支援課を中心とした重点施策を3つ紹介させていただきましたが、そのほか学校教育関連として、国立教育政策研究所より、全国で30カ所の指定ですけれども、魅力ある学校づくり調査研究事業の委託を県で1カ所受けております。穂積北中学校、本田小学校、生津小学校において不登校の未然防止に係る小・中連携の取り組みをしております。

また、次にですが、幼保と小学校の滑らかな接続ということで小1プロブレムの解消を図ってまいりましたが、中学校入学時の不登校問題もあります。小学校6年の外国語活動と中学校英語科学習の発展的な接続のあり方に関する研究を県全体に先駆けて進めたいと思っております。

そのほか、合併10周年事業にもあります新規事業「ピースメッセンジャー事業」については、被爆都市広島、あるいは長崎へ中学生を派遣し、平和について学び、瑞穂市に戻ってさまざまな場で報告するという非核平和都市宣言をした瑞穂市ならではの事業として創設するものがあります。

清流国民体育大会、清流大会を控えた生涯学習課関連、それから施設管理計画調査委託の結果を受けて総合的な教育施設整備の全体計画を策定するという、そういった内容が教育委員会の大きな重点となります。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 盛りだくさんの答弁をいただきました。ありがとうございます。

メモがとてもし切れないう状態でありましたが、瑞穂市はまだまだ平均年齢が若い世代でございます。幼児支援課、学校教育課が大きくなった昨年、しっかりと子供支援をさらにお願ひしたい。今聞いた以上の、まだまだ求められる支援を保護者は考えております。入学に対する不安、親が子供に対する愛情ははかり知れません。そのはかり知れないものに対しての不安を少しずつ取り除いていただき、またこの現社会において、経済的に非常に難しい保護者もおります。高校へ行っても中途退学、親の仕事がなくなり、そんなことをよく聞きます。そんな子供にも、通うだけの交通費でさえなくなる。さらには大学生にも、大学には入ったが教科書が買えない、お昼を食べるお小遣いがない、そんな話も聞きます。個人の差は大きいところではあるということも話を伺います。地域支援、子育て支援について、さらに御検討いただき、また国からの指定のものであったり、しっかりとまた報告をお願ひし、取り組んでいただきたい。またさらにさらにといい望みは教育委員会にはのしかかってくると思ひますので、厳しい目を持ちながら子育て支援、誕生から巣立ちまでの充実を図っていただきたいと思ひます。

またさらに、4番目の質問といたしまして、平成23年度予算に計上された施設管理計画調査委託料、高額な予算が計上されました。その委託料について、どのような結果であり、今後どのように進めていくのか、お伺ひをいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 6月の補正予算でお願ひをして、各保育所、幼稚園、小・中学校の施設管理計画の調査を行っておりますが、委託期限がこの3月末になっておりますので、まだ調査結果の報告が出ておりませんのでお示しするわけにまいりませんが、調査段階において急

を要するものにつきましては、今年度対応をさせていただきました。また、新年度予算にも反映をさせていただいております。調査の結果につきましては、議会、教育委員会等にも報告をさせていただきます。内容を精査して、財政当局とも協議を重ね、年次別の整備計画を策定して順次進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 何かさらりとかわされました。

契約書、平成24年3月19日までの期間ということで、19日の日にちなっております。3月議会の前になったらもう少しよかったんじゃないかなんていうのは、私がここに契約書を見させていただいたときに感じたものでございます。委託料について高額なものがついておりますので、早くお示しをいただき、また24年度に関して、大きな金額、1,000万以上の金額でございますので、ひょっとすると整備計画、管理計画をする前に、現実に生徒たちに負担がかからないような、下手するとその1,000万で学校を直したほうがよかったんじゃないかなというような金額であります。今後生かすためにしっかりと整備計画を立てていただき、3月末まではしっかりと検討されたと私は思わせていただき、今後も幼児、児童、生徒の増加による普通教室の不足や老朽化が懸念されている施設について、将来を見た長期計画を図っていただきたい。

また最後に、後期基本計画を読むと、「やりました」「努めます」「進めます」「諮ります」の言葉が多く、27年までの重点計画が見えないようなものであるように感じました。この基本計画の1ページ、2ページの「策定にあたって」の言葉も少し読ませていただきます。

「基本構想で示した将来像を実現するための各分野の主要施策を定めます」としながらも、実施計画は3年計画として定めた上毎年見直し、別途策定いたします。計画は立てたけど、別途つくるよと。何か私としてはその部分だけでもわかりにくい。私なりに読み取ると、24年から27年度計画ですよ。しかし、財政的な検討により3カ年と短くし、だけど毎年も見直し、別につくりますとなるんじゃないかなと。後期基本計画の優先課題という計画が優先するまちづくりの方向性が具体的に読み取れない。市民と行政が一体となったまちづくりが、これでは目指せないのではないかなと感じた1冊でありました。もう少し具体的にきちっと、点だけの計画ではなくて、線としてつながる計画をつくっていただきたいと感じた1冊でありましたので、今後とも瑞穂市の行政運営に関して無理無駄のない行政運営を図っていただき、よりよりまちづくりを目指していただきたいと思えます。

これをもちまして代表質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、庄田昭人君の質問を終わります。

続きまして、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党市議団の小寺徹でございます。

3 点にわたって一般質問をさせていただきます。

第 1 点は市長の裁量権について、2 点目は太陽光発電の経済効果と環境効果について、3 点目は船木小学校の名称復活について、詳しくは質問席からさせていただきます。

1 点目の市長の裁量権について質問をいたします。

この質問をいたしますのは、12月の議会の一般質問で、牛牧団地の北側に通学児童の待避所をつくるということで、牛牧市道 7 - 3 - 557号を244平米、1,950万円で土地が購入された。その経緯について質問をいたしました。この土地は、議会で予算を議決する前に土地所有者と契約をし、金額の支払いも済ませてしまっていると。これはおかしいんじゃないかという立場から質問をいたしました。執行部は、土地開発基金を使ったと。土地開発基金には、あらかじめ公有地を買うことができるという定めがあると。さらに、法律的な根拠として、地方自治法 96条第 1 項 8 号に、不動産の購入の場合は2,000万円以上、土地については5,000平米以上の場合は議会の議決を経なければならないと定めていると。それでこの地方自治法からいえば、この購入した土地は、平米も金額も基準以下であったので、市長の裁量権として購入したというのが12月までの答弁でございました。どうも私は、そのときまだ地方自治法の96条第 1 項 8 号もよく条項を読んでいませんでしたので、それ以後、その条項も調べてみまして、私なりに、議会の議決前、予算が計上される前に、こんなに土地が自由勝手に市長の裁量権で買われているのかどうかということが納得いきませんでした。この地方自治法96条第 1 項 8 号も、議会で議決して、その予算執行をする場合に、金額が高額なものですから、2,000万円以上、5,0000平米以上になる場合は、さらに二重に議会のチェックは必要だと、そういう立場で議会の議決が必要という定めである条項だと思うんですね。ですから、これ以下であるので予算が計上される前に市長の裁量権で買えるという解釈はできんのではないかというのが私の立場ですけれども、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、小寺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今おっしゃられました自治法の96条は、議決を要する案件を明示したものでございませぬ。それで今回、土地開発基金を使った購入ということでございまして、その土地開発基金というのは条例で定められておるわけでございますね。その条例を示させていただきますと、瑞穂市基金条例というのがございまして、その第 1 条は、この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法第241条の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関して必要な事項を定めるものとするということでございまして、その第 2 条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということで、積立基金と、そして運用基

金があるということですね。この土地開発基金というのは、運用基金なんですね。特定の目的のために定額の資金を運用するための基金をいうということで、設置の第3条で、積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとするということで、ずっと表がございまして、その第6項に瑞穂市土地開発基金というのがございます。この土地開発基金の目的といたしますと、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためという規定になっております。ですから、この条例の中で、あらかじめ必要な土地がある場合は、これを使っていいよということになっておるわけですね。基金の額は1億5,000万円とし、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより追加して積み立てることができるものとするということで、上限が決めてあるわけですが、この基金を運用する段階で、今、議員がおっしゃられましたように、一定の、2,000万円以上、それからかつ5,000平米以上の土地を購入する場合は、議会の議決は当然必要になってきます。ただ今回の場合は、1,940万何がしかの金額でございましたので、かつ面積も二百四十何平米ということでございますので、この議決要件に当たらないということで、基金を運用させていただいたものでございます。

それで、この基金で土地を取得した場合、土地だけが基金に残るわけですが、それを事業に活用しようとする場合は予算が必要になってくるということで、9月補正に計上をさせていただきまして、9月補正の中で予算を獲得したということでございます。ただそのときに、基金を使ったということのお話は会派等の説明でもさせていただいたんですが、もう少し一連の経緯を時系列に御説明しておけば、今回のような誤解が生じなかったというふうには反省しておるところでございまして、それで9月議会でもって補正予算で予算をつけましたので、どういう目的にその土地を取得するかということで、交差点改良に使いますということで御理解を得て予算がついたということで、一般会計のほうで買い戻しをしたということでございます。

そういうことでございますので、今の裁量というのが、この基金をあらかじめ条例でお認めいただいている範囲の中で、それを本来の基金の目的のために活用して土地を取得させていただいた。それについての裁量については、市長の裁量権の範囲で執行できるものというふうに解釈をしておるところでございます。

それで、12月議会のときにもお話をさせていただきましたように、この価格についても、9月議会で附帯意見がついたわけですが、その時点ではもう既に土地の購入がなされておって、その後、一般会計で買い戻しはしておりますけれども、そういった誤解が生じたことに対しては、説明が足らなかったということは12月議会においても陳謝をさせていただいたところでございます。そういったことで、御理解をいただきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁によりますと、この執行に当たっては、土地開発基金という基金があると。その基金は運用基金であるということで、市長の裁量権が発揮できる基金であるので、これを活用したと。しかし、この基金を活用するにも、地方自治法96条第1項第8号の適用で、面積・額がこの基準をオーバーした場合は議会の議決が必要だよと、そういう意味で説明のときにされたという理解でいいんですか。そこを確認したいと思うんですけれども。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 議員おっしゃられるとおりでございます、今回はまさに今の96条の1項の8号の議決を要しない面積と、かつ金額であったということでございます。

それで、過去においても、こういった基金を使った取得があったかどうかということも蛇足的にも御説明しますと、あそこのバスターミナルがそうでありましたし、前は美来の森の駐車場についても、この基金を活用して運用しております。それはいずれもこの要件に合致したということで運用しておりますので、今回が初めてということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 基金を活用したということは、バスターミナルなんかは聞いておるんですけれども、議会で予算を計上し、予算が可決する前に基金を活用したというのは初めてじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。穂積のバスターミナルの土地を購入したときも、議会へ予算を計上して、予算が通る前に契約し、お金を払ってしまったと、そんなことではなかったと思うんですが、そこら辺はどうですか。そこが一番肝心なところです。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） ちょっとそのときのあれは記憶にございませんですが、基金を活用したという実績としては残っております。ただ、予算の組み方の段階ですね。それは土地開発基金で購入しても、それを事業に転化しようとするれば当然一般会計で買い戻しが必要になりますので、それは予算を獲得しなければならないと。通常事業をしようとする場合は、あらかじめ予算を出しておいて、そして予算がついて土地の購入という形になるわけですね。それが先ほど来議員がおっしゃられるように、さらに議決を要するような金額ないし規模であれば、またそこで改めて二重にかけるわけでございますが、今回は基金を使ったということは緊急を要したということでございます。

それでなぜかといいますと、以前にお話をさせていただきましたように、先方が売りに出されたのが1,640万ぐらいで売り出されたわけですね。そこで交渉をさせていただいたわけですが、9月議会が終わってからでは遅過ぎるので、早く換価したいといったことで、100万円値引きをさせていただいたわけですね。なおかつ、それがちょうど夏休み中に、その土地の盛り土

とか建物の取り壊しができるということでございましたので、行政内部で検討した結果、基金を使って先行取得し、それを議会で後ほど予算を獲得して買い戻ししようかという判断をしたわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、こういう土地開発基金があらかじめ公用地を買うことができるという条項があって、それは運用資金だで議会で予算を議決する前に買えるというような条項というのは、こういう条例があるということは事実ですけれども、どうもおかしいんじゃないかということ、まだ納得できない状況がありますけれども。

そういう点では、今後、土地開発基金の運用をする場合については、市長の裁量権ということで、余り裁量権を乱用するのではなくて、議会の議を経て使うということをぜひひとつやりながら、また議会へもしっかり報告しながら活用していくという方向で運用し、必要によっては基金開発条例というのを見直していくということも必要じゃないかなあということを思いますので、これは意見として述べておきますので、答弁はよろしいですけれども、何かありますか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほどバスターミナルなことをちょっと出したかと思いますが、これは開発基金を使っておることは間違いなし。使ったということは、予算が見ていなかったから使った。そうでなかったら、予算が見てあったら使う必要はないです。土地開発基金を使う必要がないということでございまして、そのことで申し上げておるわけでございます。美来の森のことで、そういうもっと大きなことがあったよというところでございます。

今回の牛牧団地のところの交差点は、早くから危険箇所ということでいろんな要望をいただいております。あの交差点、東から西を見まして東北の角の交差点なんかは、横断歩道を渡りまして、東のほうへ渡ったときに、たまり場というか、全くないという危険性がありました。このことにおきまして強い要望を受けておりましたので、私、岐阜のほうのこの土地の所有者でございます会社にもみずから参りまして、社長にお願いして取得をさせていただきました。

ところが、そこから今度は南に渡りますところが、横断歩道を渡りまして、大体このぐらいの面積のところ、あそこは200人以上の子供が横断するところございまして、渡って、この狭いところを行って、牛牧団地の道路に入っていくというところから、地元からもそういった要望を強くいただいておった。そして、今回のことにおきましては、その土地が売りに出されておるということで、私もすぐ現場へ行きましたら、まさに売買で出ておりましたし、既にガレージの中に改造、要するに整理して、そして売り出すというあれで、材料も入っており

ました。これは何や改造されて、そうしたら何ともならんなというところから、即役所へ帰りまして、何か取得できる方法はないかということで、こういう方法で過去にもありますということで、私は余り細かいことは、もちろん事務的にそういうことはしっかりつかんでおらんとあれでございますので、できるというところから話をさせていただいて、できました。現在、見ていただきましたら、本当にいい交差点に改良がされまして、安心できる交差点になったかと思っております。まだ1軒の家がございますけど、横断歩道を渡って大きなたまり場ができて、安全性が確保できたんで、こういった急を要することでございますので、できる範囲でさせていただく。決してこういったことを乱用したり、そういうつもりは私は毛頭考えておりません。今回の場合は本当に急を要したというところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 12月の一般質問のときも、副市長は説明不足だったという点は反省するということをおっしゃいましたし、こういう点では、市長も議会の納得の上でやっていきたい、議会とは協議をしていきたいということをおっしゃいますので、そういう点では説明不足や協議の不十分さをなくしてスムーズにいくようにしてほしいと思いますし、もしこれが先に活用されてしまって、議会と合わずに否決になると塩漬けになってしまうとかいう話が出ておりますので、そういうことにならんような運用をぜひお願いしたいと思います。

2点目に行きたいと思います。

太陽光発電の経済効果と環境への効果ということで、穂積中学校と巢南中学校に太陽光発電が中学校の建設・改築とあわせて設置をされました。それで、この各校の年間の太陽光による発電量があります。その発電量が料金に計算すると幾らになるのか。この各校の太陽光発電の設置費用が幾らで、電気料に換算すると何年で費用が回収できるという経済効果があるのか。この経済効果の面からちょっと質問したいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積中学校、巢南中学校の両校とも、出力10キロワットの太陽光発電を設置しました。御質問の発電量と料金換算についてでございますが、まず穂積中学校ですが、平成22年度合計で1万4,878キロワット、料金換算で17万7,650円です。今年度は、2月末までですが1万2,848キロワット、料金換算約15万3,404円でございます。次に巢南中学校ですが、この23年度2月末までの11カ月分ですが1万2,892キロワット、料金換算16万6,574円でございます。

なお、巢南中学校におきましては、余剰電力が発生しましたので、これまでに235キロワット、金額で5,640円で買い取りをしていただきました。

次に、設置費ですが、まず穂積中学校ですが、設置費が約749万円でございます。国庫補助金を引きますと市の持ち出しは約359万円でございます。次に巢南中学校ですが、設置費約505万円です。補助を引きますと、持ち出しは194万円でございます。

御質問の何年で回収できるかということですが、現在の電気料で計算しますと、穂積中学校は約20年、巢南中学校は約11年で回収可能ということになります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、福島原発の爆発によって、原子力発電の安全神話が崩れて、原子力発電はゼロにしようという全国的な運動も進んでおりまして、どこにエネルギーを求めるかと。原子力がいかなら、また石油かということで、環境問題として地球温暖化の問題で石油によるエネルギーは減らしていこうというのが世界の環境問題の中でございます。そういう点では、こういう自然エネルギーをどう活用していくかというのは、大きな課題になっております。そういう点で、幸い間近で巢南中学校と穂積中学校が設置をされて、換算すると大分大きな効果があるんじゃないかなあということを感じております。これからの公共事業をやっていく上での一つの参考資料として、これをどう強化しながら取り入れていくかということについて、また後ほど質問したいんですが、そういう点ではエネルギー転換の方向を目指していく必要があるということをお思います。

そういう点で2点目に、太陽光発電の量が、瑞穂市役所で環境問題で二酸化炭素を減らすという目標がございませよ。各課ごとに目標があって、年間どういったかたということも調べてみえると思うんですが、そういう中でこの2校の発電量によって二酸化炭素を減らす瑞穂市の市役所としての目標の中でどのぐらいの役割を果たしておるのか、そこら辺はどうかお尋ねしたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 小寺議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度作成の瑞穂市の地球温暖化対策実行計画によりますと、目標年度の平成25年度に総電気使用量を876万2,452キロワットアワー、温室効果ガス排出量486万3,161キログラム・CO<sub>2</sub>とする目標を立てております。これは、二酸化炭素と温室効果ガスの排出量を平成19年度を基準年とし、平成25年度までに6%削減する計画の中でお示ししているものであります。

そこで、平成23年度の穂積中学校と巢南中学校の太陽光発電量を勘案してみると、まず穂積中学校が11カ月で1万2,848キロワットアワーとのことですので、1年間には1万4,016キロワットアワー発電する見込みであります。同じように、巢南中学校が11カ月で1万2,892キロワットアワーとのことですので、1年間には1万4,064キロワットアワーを発電する見込みとなります。両校分を足しますと、年間発電量2万8,080キロワットアワーとなり、二酸化炭素の

削減は1万5,584キログラム - CO<sub>2</sub>となります。したがって、この数字を総電気使用量で除して計算しますと、瑞穂市の総電気使用量の0.32%を賄うことになり、当計画の0.2%削減、貢献したということになります。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の占めるパーセントですけれども、瑞穂市役所だけでどうかということを知りたいんですが、これは瑞穂市の全事業者、全家庭家庭全部の中のパーセントなのか、瑞穂市役所が使う電気量のパーセントなのか、そこら辺はどうですか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） この地球温暖化対策実行計画でございますので、瑞穂市の公共施設全体での電気量を今言ったものでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 環境の立場からいうと、0.3%が大きく貢献しておるかどうかという点で評価はいろいろあると思うんです。そういう点でも今後積み重ねが大事でございますので、先ほど庄田議員の質問がありましたように、教育施設の整備をこれから計画的にやっていくという整備計画の調査をしておいて、結果が3月末に出ると。来年度からこれに向けた検討、年次計画を立てていくということでございます。さらにことしの予算では、公共施設全部の整備の点検を委託して、整備計画もしたいというようなことで、その整備の計画をされますので、そういうときにこの太陽光発電を設置して、自然エネルギーの活用の方に瑞穂市はどう向けていくのかということが一つの課題になってくると思うんですが、その辺の瑞穂市の方向についてどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） これまでに議会の中でも、行政が率先してやるべきだという御意見をいただいております。私どももそのような考えておりますので、今後、教育施設の新築、それと増築、大規模改修については、設置を計画していきたいと。特に来年度、大規模改修の設計を計画します穂積北中学校につきましては、穂積中学校、巣南中学校と既にしておりますので、穂積北中学校にも計画していきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育施設ではそういうことで、これからもそういう整備計画がされて、当面、来年度、24年度は北中の大規模改修があると。それで、そのときには太陽光発電も置いていくような方向にしたいという表明がされました。

公共施設の関係で今後整備計画がされる場合に、この太陽光発電をエネルギー資源を利用するという点で考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 教育施設以外の公共施設ということでございますが、太陽光発電のメリットとしましては環境に優しいということです。太陽光には限界はないということで、エネルギーを普及し続けるというのが1点ございますし、またソーラーパネルの輸出という関係では、産業の面、技術面では非常に評価されるものでございます。また一方、デメリットとしまして、太陽が当たらないときとか夜間は発電ができません。非常に効率が悪いということですね。先ほども言っていましたが、コストも多分将来的には半分ぐらいの価格になるんだろうと思いますけれども、そうした点ではコストが非常にかかるということが一方でデメリットになるかと思えます。一般に言われている報道ではメリットが優先されている部分がありますけれども、どうしても最終的にはコストの面も考える必要があろうかとは思っています。ただ、電力なしでは生活ができませんので、先ほどの教育関係につきましては、補助金等もあって何とか回収が可能かなというところがあります。私どもの各種施設につきましても、延命措置をとりながら、その建物の状況を見て、また皆さんと御相談しがてら総合的に熟考する必要があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、自然エネルギーに転換というのが大きな課題でありますし、それには太陽光発電というのは非常に有力な新エネルギーの源でございますので、経済的な効果からいうとまだまだなかなかすぐ見通しは立たんかもしれませんけれども、将来を見通してぜひひとつ設置の方向を推進していただきたいと思います。

最後になりますけれども、船木小学校の名称復活についてという題で質問させていただきます。

なぜこのことをきょうの質問で取り上げたかといいますと、去年の10月の中小学校の運動会に参加をいたしました。その場の席の来賓席に、浅野嘉雄さんという方と馬淵章さんという方が参加をされてみえました。お隣に見えたので、名刺交換をしたわけでございます。そして、その方たちの話を聞いておりますと、昔の船木小学校が母校であり、非常に懐かしいということで、毎年、教育施設に寄附をしているということで、グランドピアノ、一輪車、大太鼓、テントも運動会のときに見ておりましたけれども、テントに船木小学校という名前を入れたテントを寄附されておりますし、はっぴも、ソーラン節を歌うときはっぴを、そのはっぴの後ろに「船木」と書いたはっぴを寄附されていると。さらに書籍や、6年生には毎年、金子みすゞの詩集を1冊ずつ寄附していると、そういう方でございます。ことしの市長の表彰式にも、

善行賞で表彰をされてお2人の方が来てみえました。いろいろお話をしておるうちに、ぜひひとつ船木小学校の名前を復活してほしいということで、こういう冊子を私のところへ送ってきて、ぜひひとつ取り組んでくださいという要望がございました。

最後のほうに書いてありますのは、ちょっと読み上げますと、小学校名につきましては、川崎、船木、鷺田の3町合併の際にやや問題がありましたようで記号のような学校名になり、さらには穂積町との合併の際にも全く無視されて現在に至っております。旧穂積町内の全小学校が明治時代の歴史と伝統を持つ学校名を誇っている中で、残念ながら旧巢南町の川崎、船木、鷺田の3校の歴史も伝統もない名前を続けており、川崎、船木、鷺田の3村名の名残も寂しい限りです。機会あるたびに町内の識者に相談しても、その場限りで心もとない感じでありましてということで、ぜひ復活のために頑張ってくれということで書いてあります。

そういう点で、まず経過について確認をしていきたいんですが、3村合併のときに巢南町になった。そのときなぜ小学校名がこうなったのかという経過がわかりましたら、御報告願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 3村が合併して巢南村になりました。この3村というのは、川崎村、船木村、鷺田村でございます。これが昭和29年9月20日に合併して巢南村になったということでございます。この合併のときに、実は巢南中学校というのは、3村の組合立で既に巢南中学校としてありました。それもあつたせいで巢南村とスムーズに決まったんですが、この学校の名前が問題になりました。どこも書いたものはないんですが、私も聞き伝えなんですけれども、旧村意識をなくすために、川崎小学校を西小学校、船木小学校を中小学校、鷺田小学校を南小学校と、今でも旧巢南、旧穂積と言っておりますが、そういった旧村意識をなくすために、西、中、南ということにしたということを聞いております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私も大体そんなようなことで聞いて、そんなことかなあという認識をしておるわけです。

さらに、瑞穂市に合併するとき、この小学校名が議題になったかどうかということでございますけれども、これは教育関係の専門部会で協議されていて、私も合併協議会の協議会におつたんですけれども、余り小学校名は協議会の中では議論になった記憶がないんですけれども、専門部会の中でどのような議論があつたのかお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 平成14年ですが、そのときも私、巢南町の教育委員会におりましたので内容を覚えておりますが、まず当初、北方町も含めた3町の合併ということで進めており

ました。そのときに、北方町にも南小学校がございました。巢南町にもあったということで、学校名を変更するかしないか、そういった協議がありました。合併協議会でもその協議があって、教育委員会としましては、3学校のPTA、保護者の代表を集めました。そこで皆さんの意見を聞きました。その中には、若い父親ばかりですので、まず現在、川崎、鷺田、船木の地名がないということですね。それで中には、もしつけるなら、美江寺・居倉・古橋小学校とすべきだという意見もございました。しかし、先ほど言われたようにお年寄りの方が旧学校名に愛着があるように、ほとんどの方が、特に今の保護者、PTAは若い方ですが、南小学校、中小学校、西小学校を出てみえますので、それぞれ愛着があるということで、変えなくても巢南西・巢南中・巢南南小学校とつけばいいじゃないかという意見です。旧村名については、全員が反対でした。もしそういうふうになるんなら署名運動をやると、そういった強い意見も出ておりました。合併協議会でももちろん話もありましたし、そういった学校の関係者も集めて説明会をして意見を聞いたということも事実でございます。そうこうしているうちに北方町が合併から離脱をしましたので、協議会の中では現在のままだでもいいじゃないかと。西といえば西だし、南といえば南地区になる、中にもなるということで、現在の校名でいこうという結論、これが合併協議会で成りました。

合併当時のいきさつというのは、そういったことございました。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうというような経過をたどりながら、今なお熱心に船木小学校をということで、特に中小学校へは寄附もやってみえるという状況でございます。

浅野さんは実は巢南じゃなくて東京で開業医をやってみえる医者の方でございますので、東京の人の意見を聞く必要があるのかという、いろいろあるかもしれませんが、私も十八条の集落の中でこんな話があるからどうだということ、それはいいこっちゃという人もござるし、そう乗らん人もあるし、反応はいろいろですね。そういう点で、表彰ももらわれた形で、そういうようなことで学校に非常に期待をし、寄附もしてみえると。そういう人の思いをどのように思ってみえるのか、市長の思いがあったらちょっとお聞かせ願うとありがたいんですが。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま小寺議員から、旧巢南の小学校、西・中・南小学校の校名変更につきまして御質問をいただいております。

実はこの浅野さん、また馬淵さんのほうから、私のほうへも同じ御要望も出ておるところでございます。昨年の11月3日の文化の日に功労表彰をさせていただきました。このときに浅野さんと馬淵さん、それぞれ学校にいろいろと長年にわたって寄附もしていただいておりますし、また文庫もできているようなふうにも聞いております。そういった方がふるさとを離れて、

馬淵さんは地元にお見えになりますが、浅野さんは東京のほうで医師をやっておられます。離れてやっているのに、自分のふるさとがこういうふうでは本当にという思いで語られておりまして、私のほうにも文書でも来ております。そんなところから、私としましては、一度旧巢南の自治会長にまずお寄りをいただいて、そして意見等々を聞いてということで、そういう気持ちがありますので、そういうことも考えさせていただくということはお答えをしております。

いずれにしても、この旧巢南の合併は昭和の合併ですね、たしか1万2,000ぐらいありました全国の市町村を三千幾つに合併がなされました昭和30年代の合併です。私どもの巢南のほうにおきましては、29年に合併をしておるところでございます。その中で、先ほど次長のほうからお答えさせていただきましたように、旧名をつけますと地区根性が出る。なかなか難しい。糸貫のほうにおきましても席田とか一色とか、あそこのところは旧の地区の地区根性でなかなか、私どもの旧巢南にはそういった根性もございません。そういう中のお話でございます、あれから30年としますと57年が経過しておるところでございます。実は、本巢郡でこういった地名をつけておらんといいますが、過去の合併前の名前をつけておらんのは、はっきり申しまして旧巢南のほうだけで、あとは全部地名がついておるところでございます。

実は私は川崎小学校の出身でございます、この川崎は歴史もあります。「我が川崎のこの里は、垂仁天皇昔から」、こういった碑もありまして、小学校にその碑がずっと、歌も書かれておるところでございます。御案内のように、伊久良河宮に、あのお伊勢さんの天照大神が4年間祭られておりました。それは垂仁天皇のときに倭姫命に、どこに祭ったらいいかと命じて、大和から近江、そして美濃の伊久良に4年間鎮座。そして、生津の外宮町、内宮町がございしますが、そこから船で今の伊勢へ落ちつく。そこで1,300年の歴史があります20年ごとの式年遷宮が、来年がその年になる。こういう歴史のある川崎という垂仁天皇、こういう詩も生まれた。私としましては、このことに興味も持っておりますし、いま一度自治会長にまずお集まりをいただき、できることならアンケートを。林次長なんかの年齢でいきますと、なれておるからそのほうがいいよというようなことも言っておりますけれども、このことは、こういった意見も出ております。議会でも取り上げていただきましたので、そういうアンケートもとって、一度意見を聞いてみたいなあと思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とかえさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 一遍、自治会長と相談をしてみたいという市長の思いでございますけれども、また学校名を決めるには住民の皆さんの合意が必要だと思わぬですね。そういう点では議論が必要だと思いますので、どういうふうに議論を進めていくかということにつきましては、一つの提案として、審議会か検討委員会か、そういうような討論する場を市として設置し

て、どのような方向にしていくか議論の場を設けるということが必要じゃないかと思うんですが、審議会の設置をしたらどうかということで質問をしたいと思うんですが、どのように考えてみえるかお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） このことにつきましては、自治会のほう、校区のとかいろんなことにおきましては総務のほうで担当をしております、そちらのほうで検討を加えまして、設けるか設けんか、このことも加えましていろいろ検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 総務部のほうで検討をしていただくということですので、よろしく御検討を願って、よりよい方向に向くようお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（星川睦枝君） これで、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

傍聴の皆様方におかれましては、早朝よりありがとうございました。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時09分

